

○昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を改正する件 新旧対照表
 （傍線部は改正部分）

改正案

現行

項目	基地局	陸上移動局	感度	実効選択度
			(略)	(略)
特性			(略)	(略)
			(略)	(略)
一〇五 (略) 六 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号の五に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性 1 周波数分割複信方式を用いるものの受信設備				

項目	基地局	陸上移動局	感度	実効選択度
			(略)	(略)
特性			(略)	(略)
			(略)	(略)
一〇五 (略) 六 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号の五に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性 1 周波数分割複信方式を用いるものの受信設備				

隣接チャネル選択度
 1 最大送信電力が三八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（（~~十~~）五・〇〇二五）MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（（~~十~~）七・五〇七五）MHz離れた周波数において、チャネル

隣接チャネル選択度
 1 最大送信電力が三八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（（~~十~~）五）MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（（~~十~~）七・五）MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基

間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(11)一〇・〇一五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(11)一一・五〇二五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)五二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

2 最大送信電力が二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする)を超え三八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする)以下のもの基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(11)五・〇〇二五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(11)七・五〇七五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(11)一〇・〇一五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(11)一一・五〇二五MHz離れた周波数において、帯域幅

地局にあつては希望波の周波数から(11)一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(11)一一・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)五二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

2 最大送信電力が二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする)を超え三八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする)以下のもの基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(11)五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(11)七・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(11)一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(11)一一・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)四七デシベル(一ミリ

が5MHzの変調された妨害波を(一)四七デシベル(一ミリワットを○デシベルとする)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

- 3 最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)を超え二四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下のもの
基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)五・〇〇二五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)七・五〇七五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)一〇・〇二二五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)一二・五〇二五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)四四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上
- 4 最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを○デシ

ワットを○デシベルとする)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

- 3 最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)を超え二四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下のもの
基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)七・五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)一〇MHz離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)一二・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)四四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上
- 4 最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下のもの
基準感度より二二デシベル高い希望波に対し、チャネ

性 特 調 変 互 相	
<p>1 最大送信電力が三八デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)を超えるもの 基準感度より六デシベル 高い希望波に対し、チャネル 間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から (H)一〇MHz及び(H)二</p>	<p>ベルとする。)以下のもの 基準感度より二二デシベル 高い希望波に対し、チャネル 間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から (H)五・〇〇二五MHz離れた周波数において、チャネル 間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から (H)七・五〇七五MHz離れた周波数において、チャネル 間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から (H)一〇・〇二二五MHz離れた周波数において、チャネル 間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から (H)一一・五〇二五MHz離れた周波数において、帯域幅 が五MHzの変調された妨害波 を(一)二八デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)で加えた場合において、 スループットがその最大値の九五%以上</p>
(略)	

性 特 調 変 互 相	
<p>1 最大送信電力が三八デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)を超えるもの 基準感度より六デシベル 高い希望波に対し、チャネル 間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から (H)一〇MHz及び(H)二</p>	<p>ル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から (H)五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(H)七・五MHz離れた周波数において、 MHz離れた周波数において、 チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(H)一〇MHz離れた周波数において、チャネル 間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から (H)一一・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を (一)二八デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)で加えた場合において、 スループットがその最大値の九五%以上</p>
(略)	

○MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一一・三七五MHz及び（H）一二・五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一四・七五MHz及び（H）二五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一七・一一五MHz及び（H）二七・五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それぞれ（二）五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

2 最大送信電力が二四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超え三八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの
基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一〇MHz及び（H）二〇MHz（複号同順とする。）離

○MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一一・五MHz及び（H）一二・七MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一五MHz及び（H）二五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一七・五MHz及び（H）二八・二MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それぞれ（二）五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

2 最大送信電力が二四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超え三八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの
基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一〇MHz及び（H）二〇MHz（複号同順とする。）離

れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)一一・三七五MHz及び(十)二二・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)一四・七五MHz及び(十)二五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)一七・二五MHz及び(十)二七・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(二)四七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

3 最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超え二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)一〇MHz及び(十)二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネ

れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)一一・五MHz及び(十)二二・七MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)一五MHz及び(十)二五・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)一七・五MHz及び(十)二八・二MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(二)四七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

3 最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超え二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)一〇MHz及び(十)二〇MHz(複号同順とする。)離

ル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)一一・三七五MHz及び(十)二二・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)一四・七五MHz及び(十)二五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)一七・二五MHz及び(十)二七・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(二)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

4 最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの
基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)一〇MHz及び(十)二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)一一・三七五MHz及

ル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)一一・五MHz及び(十)二二・七MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)一五MHz及び(十)二五・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)一七・五MHz及び(十)二八・一MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(二)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

4 最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの
基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)一〇MHz及び(十)二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)一一・五MHz及び(十)二二・七MHz及

び(11)二二・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(11)一四・七五MHz及び(11)二五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(11)一七・一二五MHz及び(11)一七・二五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

注1 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

2 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

(1) 二の搬送波が隣接しない場合

ア 一の搬送波の周波数が三・四GHz以上三・六GHz以下のもの

各搬送波におけるこの表の基準感度の値に〇・五デシベルを加えた値を満たすこと。

イ アに掲げるもの以外

各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(2) 二の搬送波が隣接する場合

ア 二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと五MHzの組合せのとき。

基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(11)一二・五MHz離れた周波数において(一)五六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)及び(11)一七・五MHz以上離れた周波

二二・七MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(11)一五MHz及び(11)二五・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(11)一七・五MHz及び(11)二八・二MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

注1 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

2 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

(1) 二の搬送波が隣接しない場合

各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(2) 二の搬送波が隣接する場合

ア 二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと五MHzの組合せのとき。

基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(11)一二・五MHz離れた周波数において(一)五六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)及び(11)一七・五MHz以上離れた周波

数において(一)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(複号同順とする。)であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

イ 二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと一〇MHzの組合せのとき。

基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(ハ)一五MHz離れた周波数において(一)五六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)及び(ハ)二〇MHz以上離れた周波数において(二)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(複号同順とする。)であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

3 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

(1) 二の搬送波が隣接しない場合

ア 一の搬送波の周波数が三・四GHz以上三・六GHz以下のもの

各搬送波におけるこの表の基準感度の値に〇・五デシベルを加えた値を満たすこと。

イ アに掲げるもの以外

各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(2) 二の搬送波が隣接する場合

ア 二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと五MHzの組合せのとき。

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(ハ)七・五MHz離れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力より二二・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

イ 二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと一〇MHzの組合せのとき。

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(ハ)一〇MHz離れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力より二二・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

4 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

(1) 二の搬送波が隣接しない場合

ア 一の搬送波の周波数が三・四GHz以上三・六GHz以下のもの

各搬送波におけるこの表の基準感度の値に〇・五デシベルを加えた

数において(一)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(複号同順とする。)であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

イ 二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと一〇MHzの組合せのとき。

基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(ハ)一五MHz離れた周波数において(一)五六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)及び(ハ)二〇MHz以上離れた周波数において(二)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(複号同順とする。)であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

3 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

(1) 二の搬送波が隣接しない場合

ア 一の搬送波の周波数が三・四GHz以上三・六GHz以下のもの

各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

イ アに掲げるもの以外

各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(2) 二の搬送波が隣接する場合

ア 二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと五MHzの組合せのとき。

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(ハ)七・五MHz離れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力より二二・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

イ 二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと一〇MHzの組合せのとき。

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(ハ)一〇MHz離れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力より二二・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

4 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

(1) 二の搬送波が隣接しない場合

ア 一の搬送波の周波数が三・四GHz以上三・六GHz以下のもの

各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

値を満たすこと。

イ アに掲げるもの以外

各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(2) 二の搬送波が隣接する場合

ア 二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと五MHzの組合せのとき。

基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(1)一二・五MHz及び(1)二五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(二)四六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

イ 二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと一〇MHzの組合せのとき。

基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(1)一五MHz及び(1)三〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(二)四六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

2| 時分割複信方式を用いるものの受信設備

(1) 受信する周波数が三・四GHz以上三・六GHz以下のもの

項目	特性	
	基地局	陸上移動局
感度	希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。)の受信電力が基準感度(一)一〇〇・五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(最大送信電力が二四デシベルを超え三八デシベル以下のものにあつては(二)九五・五デシベル(一ミリワットを○デシベルとす	希望波の受信電力が基準感度(チャネル間隔が五MHzのものにあつては(一)九八・〇デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(チャネル間隔が一〇MHzのものにあつては(二)九五・〇デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(チャネル間隔が一五MHzのものにあつては(二)九三・二デシベル(一ミリワットを○デシベルとす

(2) 二の搬送波が隣接する場合

ア 二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと五MHzの組合せのとき。

基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(1)一二・五MHz及び(1)二五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(二)四六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

イ 二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと一〇MHzの組合せのとき。

基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(1)一五MHz及び(1)三〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(二)四六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

2| 時分割複信方式を用いるものの受信設備

実効選別度	
プロット特性	
<p>る。)、最大送信電力が二四デシベル以下のものにあつては(一)九二・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下基地局の欄において同じ。)、の場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p> <p>1 最大送信電力が三八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、を超えるもの 基準感度より六デシベル 高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzのものにあつては希望波の周波数から(一)一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(一)二・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzのものにあつては希望波の周波数から(一)一五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(一)一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)四三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。))で加えた場合において、スループットが</p>	<p>る。)、チャンネル間隔が二〇MHzのものにあつては(一)九二・〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下陸上移動局の欄において同じ。)、の場合において、スループットがその最大値の九五%以上(注1)</p> <p>1 チャンネル間隔が五MHzのもの 基準感度より六デシベル 高い希望波に対し、希望波の周波数から(一)一〇MHz離れた周波数において(一)五六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。))及び(一)一五MHz以上離れた周波数において(一)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)) (複号同順とする。))であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上(注2)</p> <p>2 チャンネル間隔が一〇MHzのもの 基準感度より六デシベル 高い希望波に対し、希望波の周波数から(一)二・五MHz離れた周波数において(一)五六デシベル(一ミリワット</p>

<p>3 最大送信電力が二〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超え二四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を</p>	<p>2 その最大値の九五%以上 最大送信電力が二四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超え三八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの 基準感度より六デシベル 高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzのものにあつては希望波の周波数から（H）一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzのものにあつては希望波の周波数から（H）一一・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzのものにあつては希望波の周波数から（H）一五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzのものにあつては希望波の周波数から（H）一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を（一）三八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>
<p>4 チャンネル間隔が二〇MHzのもの 基準感度より九デシベル 高い希望波に対し、希望波の周波数から（H）一七・五MHz</p>	<p>3 チャンネル間隔が一五MHzのもの 基準感度より七デシベル 高い希望波に対し、希望波の周波数から（H）一五MHz離れた周波数において（一）五六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）及び（H）二〇MHz以上離れた周波数において（一）四四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（複号同順とする。）であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上（注2）</p>

シベルとする。) 以下のもの
基準感度より六デシベル
高い希望波に対し、チャンネル
間隔が五MHzのものにあつて
は希望波の周波数から(十)
一〇MHz離れた周波数におい
て、チャンネル間隔が一〇MHz
のものにあつては希望波の
周波数から(十)一一・五MHz
離れた周波数において、チャ
ネル間隔が一五MHzのものに
あつては希望波の周波数か
ら(十)一五MHz離れた周波
数において、チャンネル間隔が
二〇MHzのものにあつては希
望波の周波数から(十)一
七・五MHz離れた周波数にお
いて、帯域幅が五MHzの変調
された妨害波を(一)三五デ
シベル(一ミリワットを〇デ
シベルとする。)で加えた場
合において、スループットが
その最大値の九五%以上

4) 最大送信電力が二〇デシ
ベル(一ミリワットを〇デシ
ベルとする。)以下のもの
基準感度より一四デシベ
ル高い希望波に対し、チャネ
ル間隔が五MHzのものにあつ
ては希望波の周波数から
(十)一〇MHz離れた周波数
において、チャンネル間隔が一

離れた周波数において(一)
五六デシベル(一ミリワット
を〇デシベルとする。)及び
(十)二二・五MHz以上離れ
た周波数において(一)四四
デシベル(一ミリワットを〇
デシベルとする。)(複号同順
とする。)(であつて帯域幅が
五MHzの変調された妨害波を
同時に加えた場合において、
それぞれスループットがそ
の最大値の九五%以上(注
2)

隣接チャンネル選択の度	
<p>1 最大送信電力が三八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超えるもの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzのものにあつては希望波の周波数から(十)五・〇〇二五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(十)七・五〇七五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzのものにあつては希望波の周波数から(十)一〇・〇</p>	<p>〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(十)一一・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzのものにあつては希望波の周波数から(十)一五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(十)一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)二七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>
<p>2 チャンネル間隔が一〇MHzのもの 基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波</p>	<p>1 チャンネル間隔が五MHzのもの 基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(十)五MHz離れた周波数において、基準感度より四五・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上(注3)</p>

<p>一二五 MHz 離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇 MHz のものにあつては希望波の周波数から (H) 一一・五〇二五 MHz 離れた周波数において、帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を (一) 五二デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p> <p>2 最大送信電力が二四デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) を超え三八デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下のもの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五 MHz のものにあつては希望波の周波数から (H) 五・〇〇二五 MHz 離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇 MHz のものにあつては希望波の周波数から (H) 七・五〇七五 MHz 離れた周波数において、チャンネル間隔が一五 MHz のものにあつては希望波の周波数から (H) 一〇・〇一二五 MHz 離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇 MHz のものにあつては希望波の周波数から (H) 一一・五</p>	<p>の周波数から (H) 七・五 MHz 離れた周波数において、基準感度より四五・五デシベル高い帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上 (注3)</p> <p>3 チャンネル間隔が一五 MHz のもの 基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から (H) 一〇 MHz 離れた周波数において、基準感度より四二・五デシベル高い帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上 (注3)</p> <p>4 チャンネル間隔が二〇 MHz のもの 基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から (H) 一一・五 MHz 離れた周波数において、基準感度より三九・五デシベル高い帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上 (注3)</p> <p>3)</p>
--	--

○二五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)四七デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

3| 最大送信電力が二○デシ

ベル(一ミリワットを○デシベルとする。)を超え二四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下のもの

基準感度より六デシベル

高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzのものにあつては希望波の周波数から(一)五

五・〇〇二五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が

一〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(一)七・

五〇七五MHz離れた周波数に

おいて、チャンネル間隔が一五MHzのものにあつては希望波

の周波数から(一)一〇・〇

一一五MHz離れた周波数にお

いて、チャンネル間隔が二〇MHzのものにあつては希望波

の周波数から(一)一一・五

〇二五MHz離れた周波数にお

いて、帯域幅が五MHzの変調さ

れた妨害波を(一)四四デシ

ベル(一ミリワットを○デシ

互 相	
1 最大送信電力が三八デシベル（一ミリワットを〇デシ	<p>ベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p> <p>4 最大送信電力が二〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの</p> <p>基準感度より二二デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzのものにあつては希望波の周波数から</p> <p>(H) 五・〇〇二五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzのものにあつては希望波の周波数から</p> <p>(H) 七・五〇七五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzのものにあつては希望波の周波数から</p> <p>(H) 一〇・〇一二五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzのものにあつては希望波の周波数から</p> <p>(H) 一二・五〇二五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を（一）二八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>
1 の	<p>チャンネル間隔が五MHzのもの</p>

変調特性

<p>2 最大送信電力が二四デシベルとする。)を越えるもの 基準感度より六デシベル 高い希望波に対し、チャンネル 間隔が五MHzのものにあつて は希望波の周波数から(十) 一〇MHz及び(十)二〇MHz(複 号同順とする。)離れた周波 数において、チャンネル間隔が 一〇MHzのものにあつては希 望波の周波数から(十)一 二・三七五MHz及び(十)二 二・五MHz(複号同順とする。) 離れた周波数において、チャ ネル間隔が一五MHzのものに あつては希望波の周波数か ら(十)一四・七五MHz及び (十)二五MHz(複号同順と する。)離れた周波数におい て、チャンネル間隔が二〇MHz のものにあつては希望波の 周波数から(十)一七・二二 五MHz及び(十)二七・五MHz(複 号同順とする。)離れた周波 数において、それぞれ(一) 五デシベル(一ミリワット を〇デシベルとする。)の変 調のない妨害波及び帯域幅 が五MHzの変調された妨害波 を同時に加えた場合におい て、スループットがその最大 値の九五%以上</p>	<p>基準感度より六デシベル 高い希望波に対し、希望波の 周波数から(十)一〇MHz及 び(十)二〇MHz(複号同順 とする。)離れた周波数にお いて(一)四六デシベル(一 ミリワットを〇デシベルと する。)の変調のない妨害波 及び帯域幅が五MHzの変調さ れた妨害波を同時に加えた 場合において、スループット がその最大値の九五%以上 (注4)</p>
<p>3 チャンネル間隔が一五MHzの もの 基準感度より七デシベル 高い希望波に対し、希望波の</p>	<p>2 チャンネル間隔が一〇MHzの もの 基準感度より六デシベル 高い希望波に対し、希望波の 周波数から(十)一一・五MHz 及び(十)二五MHz(複号同 順とする。)離れた周波数に おいて(一)四六デシベル(一 ミリワットを〇デシベルと する。)の変調のない妨害波 及び帯域幅が五MHzの変調さ れた妨害波を同時に加えた 場合において、スループット がその最大値の九五%以上 (注4)</p>

ベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を越え三八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの
基準感度より六デシベル
高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzのものにあつては希望波の周波数から（H）一〇MHz及び（H）二〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzのものにあつては希望波の周波数から（H）一一・三七五MHz及び（H）二二・五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzのものにあつては希望波の周波数から（H）一四・七五MHz及び（H）二五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzのものにあつては希望波の周波数から（H）一七・一一五MHz及び（H）二七・五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それぞれ（一）四七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合におい

周波数から（H）一五MHz及び（H）三〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数において（二）四六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上（注4）
4| チャンネル間隔が二〇MHzのもの
基準感度より九デシベル
高い希望波に対し、希望波の周波数から（H）一七・五MHz及び（H）三五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において（二）四六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上（注4）

で、スループットがその最大
値の九五%以上

3) 最大送信電力が二〇デシ
ベル（一ミリワットを〇デシ
ベルとする。）を超え二四デ
シベル（一ミリワットを〇デ
シベルとする。）以下のもの

基準感度より六デシベル

高い希望波に対し、チャネル
間隔が五MHzのものにあつて
は希望波の周波数から（H）

一〇MHz及び（H）二〇MHz（複
号同順とする。）離れた周波
数において、チャネル間隔が

一〇MHzのものにあつては希
望波の周波数から（H）一
二・三七五MHz及び（H）二

二・五MHz（複号同順とする。）
離れた周波数において、チャ
ネル間隔が一五MHzのものに

あつては希望波の周波数か
ら（H）一四・七五MHz及び
（H）二五MHz（複号同順と

する。）離れた周波数におい
て、チャネル間隔が二〇MHz

のものにあつては希望波の
周波数から（H）一七・二二

五MHz及び（H）二七・五MHz（複
号同順とする。）離れた周波
数において、それぞれ（二）

四四デシベル（一ミリワット
を〇デシベルとする。）の変

調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

4) 最大送信電力が二〇デシ

ベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの

基準感度より一四デシベ

ル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzのものにあつては希望波の周波数から

(H)一〇MHz及び(H)二〇MHz(複号同順とする。)

離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzのものにあつては希望波の周波数から

(H)一一・三七五MHz及び(H)二二・五MHz(複号同

順とする。)

離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzのものにあつては希望波の周波数から

(H)一四・七五MHz及び(H)二五MHz(複号同順とする。)

離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzのものにあつては希望波の周波数から

(H)一七・一二五MHz及び(H)二七・五MHz(複号同順とする。)

離れた周波数において、それぞれ(H)二六デシベル(H)一

	<p>ミリワットを〇デシベルとする。の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>	
--	--	--

注1 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

(1) 二の搬送波の周波数がともに三・四GHz以上三・六GHz以下の場合、各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(2) 一の搬送波の周波数が設備規則第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている基地局の周波数である場合、各搬送波におけるこの表の基準感度の値に〇・五デシベルを加えた値を満たすこと。

(3) (1)及び(2)に掲げるもの以外、各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

2) 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

(1) 二の搬送波の周波数がともに三・四GHz以上三・六GHz以下で二の搬送波が隣接する場合

ア 二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと五MHzの組合せのとき。

基準感度より九デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から
 (H) 一二・五MHz離れた周波数において (ニ) 五六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 及び (H) 一七・五MHz以上離れた周波数において (ニ) 四四デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。)
 (複号同順とする。)であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

イ 二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと一〇MHzの組合せのとき。

基準感度より九デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から
 (H) 一五MHz離れた周波数において (ニ) 五六デシベル (一ミリワット

トを〇デシベルとする。)及び(ト)二〇MHz以上離れた周波数において(一)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(複号同順とする。)であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

ウ 二の搬送波のチャンネル間隔が五MHzと一五MHzの組合せ又は一〇MHzと一〇MHzの組合せのとき。

基準感度より九デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(ト)一七・五MHz離れた周波数において(一)五六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)及び(ト)二二・五MHz以上離れた周波数において(一)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(複号同順とする。)であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

エ 二の搬送波のチャンネル間隔が五MHzと二〇MHzの組合せ又は一〇MHzと一五MHzの組合せのとき。

基準感度より二二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(ト)二〇MHz離れた周波数において(一)五六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)及び(ト)二五MHz以上離れた周波数において(一)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(複号同順とする。)であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

オ 二の搬送波のチャンネル間隔が一〇MHzと二〇MHzの組合せ又は一五MHzと一五MHzの組合せのとき。

基準感度より二二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(ト)二二・五MHz離れた周波数において(一)五六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)及び(ト)二七・五MHz以上離れた周波数において(一)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(複号同順とする。)であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

カ 二の搬送波のチャンネル間隔が一五MHzと二〇MHzの組合せのとき。

基準感度より二二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(ト)二五MHz離れた周波数において(一)五六デシベル(一ミリワット

トを〇デシベルとする。(H)及び(H)三〇MHz以上離れた周波数において(一)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする)。(複号同順とする。)であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

キ 二の搬送波のチャネル間隔が二〇MHzと二〇MHzの組合せのとき。

基準感度より二二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(H)二七・五MHz離れた周波数において(一)五六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする)及び(H)三二・五MHz以上離れた周波数において(一)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする)。(複号同順とする。)であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

(2) 二の搬送波の周波数がともに三・四GHz以上三・六GHz以下で二の搬送波が隣接しない場合

各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(3) (1)及び(2)に掲げるもの以外

各搬送波におけるこの表の基準感度の値に〇・五デシベルを加えた値を満たすこと。

3) 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

(1) 二の搬送波の周波数がともに三・四GHz以上三・六GHz以下で二の搬送波が隣接する場合

ア 二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと五MHzの組合せのとき。

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(H)七・五MHz離れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力より二五・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

イ 二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと一〇MHzの組合せのとき。

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(H)一〇MHz離れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力より二五・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合

- においてスループットがその最大値の九五%以上
- ウ 二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと一五MHzの組合せ又は一〇MHzと一〇MHzの組合せのとき。
- 基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から
- (H) 一二・五MHz離れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力より二五・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上
- エ 二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと二〇MHzの組合せ又は一〇MHzと一五MHzの組合せのとき。
- 基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から
- (H) 一五MHz離れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力より二二・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上
- オ 二の搬送波のチャネル間隔が一〇MHzと二〇MHzの組合せ又は一五MHzと一五MHzの組合せのとき。
- 基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から
- (H) 一七・五MHz離れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力より二二・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上
- カ 二の搬送波のチャネル間隔が一五MHzと二〇MHzの組合せのとき。
- 基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から
- (H) 二〇MHz離れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力より二二・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上
- キ 二の搬送波のチャネル間隔が二〇MHzと二〇MHzの組合せのとき。
- 基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から
- (H) 二二・五MHz離れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力より二二・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上
- (2) 二の搬送波の周波数がともに三・四GHz以上三・六GHz以下で二の搬送

波が隣接しない場合

各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(3) (1)及び(2)に掲げるもの以外

各搬送波におけるこの表の基準感度の値に〇・五デシベルを加えた値を満たすこと。

4) 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

(1) 二の搬送波の周波数がともに三・四GHz以上三・六GHz以下で二の搬送波が隣接する場合

ア) 二の搬送波のチャンネル間隔が五MHzと五MHzの組合せのとき。

基準感度より九デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(+)一・二・五MHz及び(+)一・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)四六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

イ) 二の搬送波のチャンネル間隔が五MHzと一〇MHzの組合せのとき。

基準感度より九デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(+)一・五MHz及び(+)三・〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)四六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

ウ) 二の搬送波のチャンネル間隔が五MHzと一五MHzの組合せ又は一〇MHzと一〇MHzの組合せのとき。

基準感度より九デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(+)一・七・五MHz及び(+)三・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)四六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

エ 二の搬送波のチャネル間隔が五 MHz と二〇 MHz の組合せ又は一〇 MHz と一五 MHz の組合せのとき。

基準感度より二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から (H) 二〇 MHz 及び (H) 四〇 MHz (複号同順とする。) 離れた周波数において、それぞれ (一) 四六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) の変調のない妨害波及び帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

オ 二の搬送波のチャネル間隔が一〇 MHz と二〇 MHz の組合せ又は一五 MHz と一五 MHz の組合せのとき。

基準感度より二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から (H) 二二・五 MHz 及び (H) 四五 MHz (複号同順とする。) 離れた周波数において、それぞれ (一) 四六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) の変調のない妨害波及び帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

カ 二の搬送波のチャネル間隔が一五 MHz と二〇 MHz の組合せのとき。

基準感度より二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から (H) 二五 MHz 及び (H) 五〇 MHz (複号同順とする。) 離れた周波数において、それぞれ (一) 四六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) の変調のない妨害波及び帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

キ 二の搬送波のチャネル間隔が二〇 MHz と二〇 MHz の組合せのとき。

基準感度より二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から (H) 二七・五 MHz 及び (H) 五五 MHz (複号同順とする。) 離れた周波数において、それぞれ (一) 四六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) の変調のない妨害波及び帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

(2) 二の搬送波の周波数がともに三・四 GHz 以上三・六 GHz 以下で二の搬送波が隣接しない場合

各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(3) (1)及び(2)に掲げるもの以外
 各搬送波におけるこの表の基準感度の値に〇・五デシベルを加えた値を満たすこと。
 (2) (1)に掲げるもの以外

項目	感度	特性	
		基地局	陸上移動局
実効選別度		希望波(符号化率が三分の一であつて四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。)の受信電力が基準感度(任意の四・五MHzの帯域幅における平均電力が(一)一〇〇・八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。))とする。以下基地局の欄において同じ。)の場合において、スループットがその最大値の九五%以上	希望波の受信電力が基準感度(チャネル間隔が五MHzの陸上移動局にあつては任意の四・五MHzの帯域幅における平均電力が(一)九九・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。))、チャネル間隔が一〇MHzの陸上移動局にあつては任意の九MHzの帯域幅における平均電力が(一)九六・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。))、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては任意の一三・五MHzの帯域幅における平均電力が(一)九四・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。))とする。以下陸上移動局の欄において同じ。)の場合において、スループットがその最大値の九五%以上
スプリング		希望波(符号化率が三分の一であつて四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。)の受信電力が基準感度(任意の四・五MHzの帯域幅における平均電力が(一)一〇〇・八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。))とする。以下基地局の欄において同じ。)の場合において、スループットがその最大値の九五%以上	チャネル間隔が五MHz又は一〇MHzの陸上移動局にあつては基準感度より六デシベル、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては基準感度より七デシベル

項目	感度	特性	
		基地局	陸上移動局
実効選別度		希望波(符号化率が三分の一であつて四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。)の受信電力が基準感度(任意の四・五MHzの帯域幅における平均電力が(一)一〇〇・八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。))とする。以下基地局の欄において同じ。)の場合において、スループットがその最大値の九五%以上	希望波の受信電力が基準感度(チャネル間隔が五MHzの陸上移動局にあつては任意の四・五MHzの帯域幅における平均電力が(一)九九・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。))、チャネル間隔が一〇MHzの陸上移動局にあつては任意の九MHzの帯域幅における平均電力が(一)九六・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。))、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては任意の一三・五MHzの帯域幅における平均電力が(一)九四・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。))とする。以下陸上移動局の欄において同じ。)の場合において、スループットがその最大値の九五%以上
スプリング		希望波(符号化率が三分の一であつて四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。)の受信電力が基準感度(任意の四・五MHzの帯域幅における平均電力が(一)一〇〇・八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。))とする。以下基地局の欄において同じ。)の場合において、スループットがその最大値の九五%以上	チャネル間隔が五MHz又は一〇MHzの陸上移動局にあつては基準感度より六デシベル、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては基準感度より七デシベル

特 調 変 互 相	度 扱 選 ル ネ ヤ 升 接 隣	ス ン ポ ス レ ・
<p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)一〇MHz及び(十)二〇MHz(複号同順と</p>	<p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)七・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)五二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>	<p>ループットがその最大値の九五%以上</p> <p>シベル高い希望波に対し、(一)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>
<p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局にあつては基準感度より六デシベル、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては基準感度より七デ</p>	<p>基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(十)五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(十)七・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(十)五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p> <p>チャンネル間隔が五MHz又は一〇MHzの陸上移動局にあつては基準感度より四・五デシベル、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては基準感度より四・二・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>	<p>シベル高い希望波に対し、(一)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>

特 調 変 互 相	度 扱 選 ル ネ ヤ 升 接 隣	ス ン ポ ス レ ・
<p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)一〇MHz及び(十)二〇MHz(複号同順と</p>	<p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)七・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)五二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>	<p>ループットがその最大値の九五%以上</p> <p>シベル高い希望波に対し、(一)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>
<p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局にあつては基準感度より六デシベル、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては基準感度より七デ</p>	<p>基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(十)五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(十)七・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(十)五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p> <p>チャンネル間隔が五MHz又は一〇MHzの陸上移動局にあつては基準感度より四・五デシベル、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては基準感度より四・二・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>	<p>シベル高い希望波に対し、(一)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>

性	<p>する。離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(H)一一・五MHz及び(H)二二・七MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(H)一一・五MHz及び(H)二二・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数から(H)一一・五MHz及び(H)二二・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ五MHzの変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>	<p>シベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(H)一〇MHz及び(H)二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(H)一一・五MHz及び(H)二二・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(H)一一・五MHz及び(H)二二・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(H)一一・五MHz及び(H)二二・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(H)四六デシベル(ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>
---	---	--

七 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信(設備規則第三条第四号の六に規定する直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。)を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

性	<p>する。離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(H)一一・五MHz及び(H)二二・七MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(H)一一・五MHz及び(H)二二・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数から(H)一一・五MHz及び(H)二二・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ五MHzの変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>	<p>シベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(H)一〇MHz及び(H)二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(H)一一・五MHz及び(H)二二・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(H)一一・五MHz及び(H)二二・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(H)一一・五MHz及び(H)二二・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(H)四六デシベル(ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>
---	---	--

七 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信(設備規則第三条第四号の六に規定する直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。)を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

1) 周波数分割複信方式を用いるものの受信設備

項目	特	
	基地局	陸上移動局
感度	<p>希望波(符号化率が三分の一であつて四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下</p>	<p>希望波の受信電力が基準感度(チャネル間隔が五MHzの陸上移動局にあつては(H)九五デシ</p>

<p>この表において同じ。）の受信電力が基準感度（（一）一〇四・二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）とする。以下基地局の欄において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>	<p>度 扱 選 効 実</p>
<p>ベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一〇MHzの陸上移動局にあつては（（一）九二デシベル（二ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が二〇MHzの陸上移動局（八一五MHzを超え八九〇MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）にあつては（（一）八九デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）とする。以下陸上移動局の欄において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>	<p>性 特 グ ン キ ッ ロ プ</p>
<p>基準感度より三デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（H）七・五MHz離れた周波数において、任意の四・六一MHzの帯域幅における平均電力が（（一）四三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）で帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、フレーム誤り率が1%以下</p>	<p>基準感度より三デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（H）七・五MHz離れた周波数において、任意の四・六一MHzの帯域幅における平均電力が（（一）四三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）で帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、フレーム誤り率が1%以下</p>

特 調 変 互 相	度 扱 選 用 希 望 波 周 波 数	
<p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(+)七・五MHz及び(+)一七・五MHz(複号</p>	<p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(+)二・五MHz離れた周波数において、任意の四・六一MHzの帯域幅における平均電力が(+)五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)で帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>	
<p>基準感度より三デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(+)一〇MHz及び(+)二〇MHz(複号同順とす</p>	<p>基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(+)五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(+)七・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(+)一一・五MHz離れた周波数において、任意の四・六一MHzの帯域幅における平均電力が(+)五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)で帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>	<p>(-)五六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)及び(+)四四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)で帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、それぞれフレーム誤り率が1%以下</p>

八〇二十二 (略)

1・2

(略)

八〇二十二 (略)

2・3

(略)

	性
	<p>同順とする。) 離れた周波数において、チャンネル間隔が10MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(1)七・五MHz及び(11)一七・七MHz(複号同順とする。) 離れた周波数において、チャンネル間隔が20MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(11)七・五MHz及び(11)一七・九五MHz(複号同順とする。) 離れた周波数において、それぞれ(1)五ニデシベル(1ミリワットを0デシベルとする。)の変調のない妨害波及び任意の四・六一MHzの帯域幅における平均電力が(1)五ニデシベル(1ミリワットを0デシベルとする。)で帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、フレーム誤り率が1%以下</p> <p>る。) 離れた周波数において、チャンネル間隔が10MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(11)一一・五MHz及び(11)二五MHz(複号同順とする。) 離れた周波数において、チャンネル間隔が20MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(11)一七・五MHz及び(11)三五MHz(複号同順とする。) 離れた周波数において、それぞれ(1)四六デシベル(1ミリワットを0デシベルとする。)の変調のない妨害波及び任意の四・六一MHzの帯域幅における平均電力が(1)四六デシベル(1ミリワットを0デシベルとする。)で帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、フレーム誤り率が1%以下</p>

○平成五年郵政省告示第四百七号(工事設計書の記載の一部を省略することができる適合表示無線設備を定める件)の一部を改正する件 新旧対照表(傍線部は改正部分)

改 正 案

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)第二条第一項第一号の四から第二号の二まで、第三号の二から第六号まで、第九号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の六の二から第十一号の八の二まで、第十一号の十の二から第十一号の十二まで、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九、第十一号の二十の二から第十一号の二十一まで、第十一号の二十三から**第十一号の二十六**まで、第十二号、第十四号、第十五号から第十八号まで、第十九号の五から第十九号の十まで、第二十号の二、第二十一号、第二十三号、第二十三号の二、第二十四号から第二十八号まで、第二十八号の三から第三十一号まで、第三十八号から第四十五号まで、第五十一号、第五十二号の二、第五十二号の三、第五十四号から第五十四号の三まで及び第六十三号に掲げる無線設備

現 行

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)第二条第一項第一号の四から第二号の二まで、第三号の二から第六号まで、第九号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の六の二から第十一号の八の二まで、第十一号の十の二から第十一号の十二まで、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九、第十一号の二十の二から第十一号の二十一まで、第十一号の二十三、**第十一号の二十五、第十一号の二十六**、第十二号、第十四号、第十五号から第十八号まで、第十九号の五から第十九号の十まで、第二十号の二、第二十一号、第二十三号、第二十三号の二、第二十四号から第二十八号まで、第二十八号の三から第三十一号まで、第三十八号から第四十五号まで、第五十一号、第五十二号の二、第五十二号の三、第五十四号から第五十四号の三まで及び第六十三号に掲げる無線設備

○平成十五年総務省告示三百四十四号（外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する事実を定める件）の一部を改正する件
 新旧対照表
 （傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>一 (略)</p> <p>二 次の各号に掲げる無線設備の規格に係る特定無線局の包括免許人が法第百三条の五第一項の規定に基づき本邦内において運用しようとする外国の無線局の無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する技術基準に適合するとの事実は、当該無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する国際電気通信連合無線通信部門の勧告M.1457、M.1581又はM.2012に定める技術基準に準拠した外国の法令に適合することについて当該外国の法令により確認されているもの（本邦内の他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものに限る。）であることとする。</p> <p>1 施行規則第十五条の三第二号(2)に掲げる規格 設備規則第四十九条の六の四に規定する技術基準</p> <p>2 施行規則第十五条の三第二号(3)に掲げる規格 設備規則第四十九条の六の五に規定する技術基準</p> <p>3 施行規則第十五条の三第二号(7)に掲げる規格 設備規則第四十九条の六の九に規定する技術基準</p> <p>4 施行規則第十五条の三第二号(8)に掲げる規格 設備規則第四十九条の六の十第一項及び第三項に規定する技術基準</p> <p>5 施行規則第十五条の三第二号(15)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十八に規定する技術基準</p> <p>6 施行規則第十五条の三第二号(16)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十九に規定する技術基準</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 次の各号に掲げる無線設備の規格に係る特定無線局の包括免許人が法第百三条の五第一項の規定に基づき本邦内において運用しようとする外国の無線局の無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する技術基準に適合するとの事実は、当該無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する国際電気通信連合無線通信部門の勧告M.1457に定める技術基準に準拠した外国の法令に適合することについて当該外国の法令により確認されているもの（本邦内の他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものに限る。）であることとする。</p> <p>1 施行規則第十五条の三第二号(2)に掲げる規格 設備規則第四十九条の六の四に規定する技術基準</p> <p>2 施行規則第十五条の三第二号(3)に掲げる規格 設備規則第四十九条の六の五に規定する技術基準</p> <p>3 施行規則第十五条の三第二号(7)に掲げる規格 設備規則第四十九条の六の九に規定する技術基準</p> <p>4 施行規則第十五条の三第二号(15)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十八に規定する技術基準</p>

○平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を改正する件 新旧対照表（傍線部は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第二十三号 無線設備の規格コード		別表第二十三号 無線設備の規格コード	
項 目	コード	項 目	コード
(略)	(略)	(略)	(略)
設備規則第49条の6の9第1項及び第4項に規定する 基地局の無線設備	SFD1FB	設備規則第49条の6の9第1項及び第4項に規定する 基地局の無線設備	SFD1FB
設備規則第49条の6の10第1項及び第5項に規定する 基地局の無線設備	SFD2FC		
設備規則第49条の6の10第1項及び第6項に規定する 基地局の無線設備	SFD2FB		
設備規則第49条の28第1項、第2項、第5項及び第7 項に規定する基地局の無線設備	BWA1FC	設備規則第49条の28第1項、第2項、第5項及び第7項 に規定する基地局の無線設備	BWA1FC
(略)	(略)	(略)	(略)
設備規則第49条の6の10第1項及び第3項に規定する 陸上移動局の無線設備	SFDMA2	設備規則第49条の6の10に規定する陸上移動局の無線 設備	SFDMA2
設備規則第49条の6の10第1項及び第4項に規定する 陸上移動局の無線設備	TDLPR		
設備規則第49条の6の11に規定する陸上移動局の無線 設備	OFDM2	設備規則第49条の6の11に規定する陸上移動局の無線 設備	OFDM1
(略)	(略)	設備規則第49条の6の12に規定する陸上移動局の無線 設備	OFDM2
		(略)	(略)

○平成二十一年総務省告示第二百四十七号（時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の送信装置の技術的条件を定める件）の一部を改正する件 新旧対照表
 （傍線部は改正部分）

改正案

現行

<p>一・二 (略)</p> <p>三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置のうち、時分割複信方式を用いるものであって、二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件</p> <p>1 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。 なお、陸上移動中継局の送信装置の帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、陸上移動局へ送信する場合にあっては基地局の許容値を、基地局へ送信する場合にあっては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、陸上移動中継局の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、陸上移動局へ送信する場合にあっては基地局の許容値を、基地局へ送信する場合にあっては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、陸上移動中継局の送信装置の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、陸上移動局へ送信する場合にあっては基地局の許容値を、基地局へ送信する場合にあっては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置であって、時分割複信方式を用いるものの技術的条件</p> <p>1 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。 なお、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、陸上移動局へ送信する場合にあっては基地局の許容値を、基地局へ送信する場合にあっては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、陸上移動局へ送信する場合にあっては基地局の許容値を、基地局へ送信する場合にあっては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、陸上移動局へ送信する場合にあっては基地局の許容値を、基地局へ送信する場合にあっては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>四 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置で</p>
--	--

あつて、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件

1] 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。
 なお、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局(周波数分割複信方式を用いるものに限る。以下この項において同じ。)の送信装置の帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

離調周波数	不要発射の強度の許容値
五MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値 $-5.5-1.4 \times \Delta f \text{ デシベル (1ミリワットを0デシベルとする。以下この表において同じ。)}$ Δf は、送信周波数帯域の端(不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。)から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数(単位:MHz)とする。
五MHz以上一〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一四デシベル以下の値
一〇MHz以上	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一五デシベル以下の値。ただし、八二五MHzを超え八九五MHz以下の周波数の電波を使用する基地局にあつては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一六デシベル以下の値とする。

注1] 基地局が使用する周波数帯(八六〇MHzを超え八九五MHz以下、一、四

七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下及び二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数帯をいう。以下この項において同じ。)の端から一〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。

2] 離調周波数は、送信周波数帯域の端(不要発射の強度の測定帯域に近

い端に限る。)から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

3) 空間多重方式を用いる基地局にあつては各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

(2) 陸上移動局の送信装置

チャネル間隔	離調周波数	不要発射の強度の許容値
五MHz	一、〇〇〇kHz 未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値
	一、〇〇〇kHz 以上五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一〇デシベル以下の値
	五MHz以上六MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
	六MHz以上一〇MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二五デシベル以下の値
一〇MHz	一、〇〇〇kHz 未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一八デシベル以下の値
	一、〇〇〇kHz 以上五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一〇デシベル以下の値
	五MHz以上一〇MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
二〇MHz	一〇MHz以上一五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二五デシベル以下の値
	一、〇〇〇kHz 未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二二デシベル以下の値
	一、〇〇〇kHz 以上五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一〇デシベル以下の値

五MHz以上二〇MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
二〇MHz以上二五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二五デシベル以下の値

注 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の端（送信周波数帯域に近い端に限る。）までの差の周波数とする。

2| スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合には基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合には陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値
一五〇kHz以上三〇〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
三〇〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満(一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下及び二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。)	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均

一五・七 MHz 以下	電力が (一) 四一デシベル以下の値
二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五二デシベル以下の値

注1 基地局が使用する周波数帯の端から一〇 MHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下の周波数帯にあつては、この限りでない。

2) 空間多重方式を用いる基地局にあつては各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

(2) 陸上移動局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。) 以下の値
一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル以下の値
三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満(八六〇 MHz 以上八九五 MHz 以下を除く。)	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル以下の値
八六〇 MHz 以上八九五 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇デシベル以下の値。ただし、八一五 MHz を超え八五〇 MHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動局にあつては、任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 四〇デシベル以下の値とする。
一、〇〇〇 MHz 以上一・七五 GHz 未満(一、四七五・九 MHz 以上一、五〇・九 MHz 以下、一、八四四・九 MHz 以上一、	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇デシベル以下の値

<p>八七九・九 MHz 以下、一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下、二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下及び二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。)</p>	
<p>一、四七五・九 MHz 以上一、五二〇・九 MHz 以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇デシベル以下の値。ただし、一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動局であつて、チャネル間隔が五 MHz のものにあつては任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇デシベル以下の値、チャネル間隔が一〇 MHz 又は二〇 MHz のものにあつては任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三五デシベル以下の値とする。</p>
<p>一、八四四・九 MHz 以上一、八七九・九 MHz 以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇デシベル以下の値</p>
<p>一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下</p>	<p>任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 四二デシベル以下の値</p>
<p>二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇デシベル以下の値</p>
<p>二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇デシベル以下の値</p>

注 チャネル間隔が五 MHz の送信装置にあつては送信周波数帯域の端から一・五 MHz 以上、チャネル間隔が一〇 MHz の送信装置にあつては送信周波数帯域の端から二〇 MHz 以上、チャネル間隔が二〇 MHz の送信装置にあつては送信周波数帯域の端から三五 MHz 以上離れた周波数帯に限り、表の下欄に掲げる値を適用する。

3) 隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

チャネル間隔	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五MHz	送信周波数帯域の中心周波数から五MHz及び一〇MHz離れた周波数を中心周波数とする四・六一MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低い値又は任意の一、〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下の値)
一〇MHz	送信周波数帯域の中心周波数から一〇MHz及び二〇MHz離れた周波数を中心周波数とする九・二二MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低い値又は任意の一、〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下の値)
二〇MHz	送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz及び四〇MHz離れた周波数を中心周波数とする一八・四四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低い値又は任意の一、〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下の値)

注 空間多重方式を用いる基地局にあつては各空中線端子に隣接チャネル漏えい電力の許容値を適用する。

(2) 陸上移動局の送信装置

チャネル間隔	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五MHz	1) 送信周波数帯域の中心周波数から五MHz離れた周波数を中心周波数とする四・六一MHzの帯域幅における平均電力が空

<p>一〇 MHz</p>	<p>中線電力より三〇デシベル以上低い値(一、四二七・九 MHzを 超え一、四六二・九 MHz以下の周波数の電波を使用する陸上 移動局にあつては、離調周波数が五 MHzのときの任意の三・ 八四 MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三三デ シベル以上低い値)又は隣接チャネルを使用する陸上移動局 のチャネル間隔が三・八四 MHzの場合にあつては三・八四 MHz の帯域幅、隣接チャネルを使用する陸上移動局のチャネル間 隔が五 MHzの場合にあつては任意の四・六一 MHzの帯域幅、隣 接チャネルを使用する陸上移動局のチャネル間隔が一〇 MHz の場合にあつては任意の九・二二 MHzの帯域幅、隣接チャネ ルを使用する陸上移動局のチャネル間隔が二〇 MHzの場合に あつては任意の一八・四四 MHzの帯域幅における平均電力が (一)五〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p> <p>2) 送信周波数帯域の中心周波数から一〇 MHz離れた周波数を 中心周波数とする四・六一 MHzの帯域幅における平均電力が 空中線電力より三六デシベル以上低い値又は隣接チャネル を使用する陸上移動局のチャネル間隔が三・八四 MHzの場合 にあつては三・八四 MHzの帯域幅、隣接チャネルを使用する 陸上移動局のチャネル間隔が五 MHzの場合にあつては任意の 四・六一 MHzの帯域幅、隣接チャネルを使用する陸上移動局 のチャネル間隔が一〇 MHzの場合にあつては任意の九・二二 MHzの帯域幅、隣接チャネルを使用する陸上移動局のチャネ ル間隔が二〇 MHzの場合にあつては任意の一八・四四 MHzの帯 域幅における平均電力が(一)五〇デシベル(一ミリワット を〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>1) 送信周波数帯域の中心周波数から一〇 MHz離れた周波数を 中心周波数とする九・二二 MHzの帯域幅における平均電力が 空中線電力より三〇デシベル以上低い値又は隣接チャネル を使用する陸上移動局のチャネル間隔が三・八四 MHzの場合 にあつては三・八四 MHzの帯域幅、隣接チャネルを使用する</p>
---------------	--

二〇MHz	<p>1] 送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz離れた周波数が中心周波数とする一八・四四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三〇デシベル以上低い値又は隣接チャネルを使用する陸上移動局のチャネル間隔が三・八四MHzの場合にあっては三・八四MHzの帯域幅、隣接チャネルを使用する陸上移動局のチャネル間隔が一〇MHzの場合にあっては任意の九・二二MHzの帯域幅、隣接チャネルを使用する陸上移動局のチャネル間隔が二〇MHzの場合にあっては任意の一八・四四MHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>2] 送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz離れた周波数を中心周波数とする九・二二MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三六デシベル以上低い値又は隣接チャネルを使用する陸上移動局のチャネル間隔が三・八四MHzの場合にあっては三・八四MHzの帯域幅、隣接チャネルを使用する陸上移動局のチャネル間隔が一〇MHzの場合にあっては任意の九・二二MHzの帯域幅、隣接チャネルを使用する陸上移動局のチャネル間隔が二〇MHzの場合にあっては任意の一八・四四MHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>

2| 送信周波数帯域の中心周波数から四〇MHz離れた周波数を中心周波数とする一八・四四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三六デシベル以上低い値又は隣接チャネルを使用する陸上移動局のチャネル間隔が三・八四MHzの場合にあっては三・八四MHzの帯域幅、隣接チャネルを使用する陸上移動局のチャネル間隔が五MHzの場合にあっては任意の四・六一MHzの帯域幅、隣接チャネルを使用する陸上移動局のチャネル間隔が一〇MHzの場合にあっては任意の九・二二MHzの帯域幅、隣接チャネルを使用する陸上移動局のチャネル間隔が二〇MHzの場合にあっては任意の一八・四四MHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

4| 基地局及び陸上移動中継局(陸上移動局に送信するものに限る。)の送信装置の相互変調特性は、次のとおりとする。

(1) チャネル間隔が五MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から()MHz、()MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並に隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

(2) チャネル間隔が一〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から()MHz、()MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並に隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

(3) チャネル間隔が二〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から()MHz、()MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発

四・五

(略)

五・六

(略)

生ずる相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

○平成二十一年総務省告示第二百四十八号（三・九世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）の一部を改正する件 新旧対照表
 （傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>一 開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項</p> <p>本開設指針の対象とする特定基地局の範囲は、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の四、第四十九条の六の五又は第四十九条の六の九に規定する技術基準に係る無線設備（同規則第四十九条の六に規定する技術基準に係る無線設備を含む。以下「第三世代移動通信システム」という。）を使用する基地局及び陸上移動中継局のうち、次項第一号に規定する周波数を使用するものとする。</p> <p>二～五 （略）</p> <p>別表第一～第三 （略）</p>	<p>一 開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項</p> <p>本開設指針の対象とする特定基地局の範囲は、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の四、第四十九条の六の五、第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十一に規定する技術基準に係る無線設備（同規則第四十九条の六に規定する技術基準に係る無線設備を含む。以下「第三世代移動通信システム」という。）を使用する基地局及び陸上移動中継局のうち、次項第一号に規定する周波数を使用するものとする。</p> <p>二～五 （略）</p> <p>別表第一～第三 （略）</p>

○平成二十一年総務省告示第二百五十号(二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件)の一部を改正する件 新旧対照表 (傍線部は改正部分)

改正案	現行
<p>一 開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項</p> <p>本開設指針の対象とする特定基地局の範囲は、無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十九条の六の六、第四十九条の六の七、第四十九条の六の八、第四十九条の六の十又は第四十九条の六の十一に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局及び陸上移動中継局のうち、次項第一号に規定する周波数を使用するものとする。</p> <p>二～五 (略)</p> <p>別表第一～第三 (略)</p>	<p>一 開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項</p> <p>本開設指針の対象とする特定基地局の範囲は、無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十九条の六の六、第四十九条の六の七、第四十九条の六の八、第四十九条の六の十又は第四十九条の六の十二に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局及び陸上移動中継局のうち、次項第一号に規定する周波数を使用するものとする。</p> <p>二～五 (略)</p> <p>別表第一～第三 (略)</p>

○平成二十三年総務省告示第二百七十八号（登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を改正する件 新旧対照表
 （傍線部は改正部分）

考 査 案

現 行

第1 無線局（船舶局及び船舶地球局を除く。）の検査実施要領 1・2 (略) 3 無線設備等 一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認 (略)		第1 無線局（船舶局及び船舶地球局を除く。）の検査実施要領 1・2 (略) 3 無線設備等 一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認 (略)	
二 電気的特性		二 電気的特性	
検査の項目 1～3 (略)	具体的な検査の実施方法等 (略)	検査の成績 (略)	検査の項目 1～3 (略)
4 占有周波数帯幅	1 変調方式ごとに、同一周波数帯内の任意の1周波数（設備規則第49条の6の9又は第49条の6の10に規定する陸上移動局であつて、 <u>設備規則第49条の6の9第1項第1号</u> へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うものにあつては、同一周波数帯内の任意の1周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数）を選定し、測定する。 2 無線設備の通常の運用における変調状態で測定する。ただし、周波数偏移、周波数偏位、変調度又は送信スペクトラム等の測定に代えることができる。	許容値を 超えるときは、「不可」とする。	4 占有周波数帯幅
5 空中線電力	1 全ての周波数（設備規則第49条の6の9又は第49条の6の10に規定する陸上移動局であつて、 <u>設備規則第49条の6の9第1項第1号</u> へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うものにあつては、全ての周波数及び同時に送信される複	許容値を 超えるときは、「不可」とする。	5 空中線電力
1 全ての周波数（設備規則第49条の6の9又は第49条の6の10に規定する陸上移動局であつて、 <u>設備規則第49条の6の9第1項第1号</u> へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うものにあつては、全ての周波数及び同時に送信される複	1 全ての周波数（設備規則第49条の6の9又は第49条の6の10に規定する陸上移動局であつて、 <u>同条第1項第1号</u> へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うものにあつては、同一周波数帯内の任意の1周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数）を選定し、測定する。 2 無線設備の通常の運用における変調状態で測定する。ただし、周波数偏移、周波数偏位、変調度又は送信スペクトラム等の測定に代えることができる。	許容値を 超えるときは、「不可」とする。	1 全ての周波数（設備規則第49条の6の9又は第49条の6の10に規定する陸上移動局であつて、 <u>同条第1項第1号</u> へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うものにあつては、全ての周波数及び同時に送信される複

	<p>ては、全ての周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数) ごとに、無変調の状態で作させたときの電力を測定する。ただし、発振方式がシンセサイザー方式の無線設備で、同一周波数帯内の周波数の指定を複数受けているものにあつては、周波数帯ごとに、最低、最高、その中間等の周波数を選択し、測定する。</p> <p>2～8 (略)</p>	
<p>6 隣接 チャネル 漏えい電 力</p>	<p>1 全ての周波数 (設備規則第 49 条の 6 の 9、第 49 条の 6 の 10、第 49 条の 28 又は第 49 条の 29 に規定する無線局の送信装置のうち、複数の搬送波を同時に送信する一のものにあつては、全ての周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数) ごとに、その値を測定する。ただし、同一周波数帯内で複数の周波数の指定を受けている無線設備にあつては、周波数帯ごとに最低、最高、その中間等の周波数を選択して測定できる。</p> <p>2 測定に当たつては、設備規則で規定する設備ごとの帯域内に輻射される電力の比を測定する。</p>	<p>許容値を超えるときは、「不可」とする。</p>
<p>7～11 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>注 1～注 3 (略)</p> <p>三 総合試験 (略)</p>		
<p>第 2 船舶局及び船舶地球局の検査実施要領 (略)</p>		
	<p>数の搬送波の周波数) ごとに、無変調の状態で作させたときの電力を測定する。ただし、発振方式がシンセサイザー方式の無線設備で、同一周波数帯内の周波数の指定を複数受けているものにあつては、周波数帯ごとに、最低、最高、その中間等の周波数を選択し、測定する。</p> <p>2～8 (略)</p>	
<p>6 隣接 チャネル 漏えい電 力</p>	<p>1 全ての周波数 (設備規則第 49 条の 6 の 9、第 49 条の 28 又は第 49 条の 29 に規定する無線局の送信装置のうち、複数の搬送波を同時に送信する一のものにあつては、全ての周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数) ごとに、その値を測定する。ただし、同一周波数帯内で複数の周波数の指定を受けている無線設備にあつては、周波数帯ごとに最低、最高、その中間等の周波数を選択して測定できる。</p> <p>2 測定に当たつては、設備規則で規定する設備ごとの帯域内に輻射される電力の比を測定する。</p>	<p>許容値を超えるときは、「不可」とする。</p>
<p>7～11 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>注 1～注 3 (略)</p> <p>三 総合試験 (略)</p>		
<p>第 2 船舶局及び船舶地球局の検査実施要領 (略)</p>		

○平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十條及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を改正する件 新旧対照表（傍線部は改正部分）

改 正 案

現 行

<p>1・2 (略)</p> <p>3 無線設備等</p> <p>一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認 (略)</p> <p>二 電気的特性</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 無線設備等</p> <p>一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認 (略)</p> <p>二 電気的特性</p>
<p>点検の項目</p> <p>1～3 (略)</p>	<p>点検の項目</p> <p>1～3 (略)</p>
<p>4 占有周波数帯幅</p> <p>ア 変調方式ごとに、同一周波数帯内の任意の1周波数（設備規則第49条の6の9又は第49条の6の10に規定する陸上移動局であって、<u>設備規則第49条の6の9</u>第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うもの）にあつては、同一周波数帯内の任意の1周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数）を選定し、測定する。</p> <p>イ 無線設備の通常の運用における変調状態で測定する。ただし、周波数偏移、周波数偏位、変調度又は送信スペクトラム等の測定に代えることができる。</p>	<p>4 占有周波数帯幅</p> <p>ア 変調方式ごとに、同一周波数帯内の任意の1周波数（設備規則第49条の6の9に規定する陸上移動局であつて、<u>同条第1項第1号へ</u>に規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うもの）にあつては、同一周波数帯内の任意の1周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数）を選定し、測定する。</p> <p>イ 無線設備の通常の運用における変調状態で測定する。ただし、周波数偏移、周波数偏位、変調度又は送信スペクトラム等の測定に代えることができる。</p>
<p>5 空中線電力</p> <p>ア 全ての周波数（設備規則第49条の6の9又は第49条の6の10に規定する陸上移動局であつて、<u>設備規則第49条の6の9</u>第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うもの）にあつては、全ての周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数）ごとに、無変調の状態で作成させたときの電力を測定する。ただし、発振方式がシンセサイザ方式の無線設備で、同一周波数帯内の周波数の指定を複数受けているものにあつては、周波数帯ごとに、最低、最高、その中間等の周波数を選定し、測定する。</p>	<p>5 空中線電力</p> <p>ア 全ての周波数（設備規則第49条の6の9に規定する陸上移動局であつて、<u>同条第1項第1号へ</u>に規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信される複数の搬送波の周波数）ごとに、無変調の状態で作成させたときの電力を測定する。ただし、発振方式がシンセサイザ方式の無線設備で、同一周波数帯内の周波数の指定を複数受けているものにあつては、周波数帯ごとに、最低、最高、その中間等の周波数を選定し、測定する。</p>

	イ～サ (略)
6 隣接 チャネル 漏れい電 力	ア 全ての周波数 (設備規則第 49 条の 6 の 9、 <u>第 49 条の 6 の 10</u> 、第 49 条の 28 又は第 49 条の 29 に規定する無線局の送信装置のうち、複数の搬送波を同時に送信する一のものにあつては、全ての周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数) ごとに、その値を測定する。 ただし、同一周波数帯内で複数の周波数の指定を受けている無線設備にあつては、周波数帯ごとに最低、最高、その中間等の周波数を選定して測定できる。 イ 測定に当たっては、設備規則で規定する設備ごとの帯域内に輻射される電力の比を測定する。
7～19 (略)	(略)

注 1～4 (略)

三 総合試験
(略)

	イ～サ (略)
6 隣接 チャネル 漏れい電 力	ア 全ての周波数 (設備規則第 49 条の 6 の 9、第 49 条の 28 又は第 49 条の 29 に規定する無線局の送信装置のうち、複数の搬送波を同時に送信する一のものにあつては、全ての周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数) ごとに、その値を測定する。 ただし、同一周波数帯内で複数の周波数の指定を受けている無線設備にあつては、周波数帯ごとに最低、最高、その中間等の周波数を選定して測定できる。 イ 測定に当たっては、設備規則で規定する設備ごとの帯域内に輻射される電力の比を測定する。
7～19 (略)	(略)

注 1～4 (略)

三 総合試験
(略)

○平成二十四年総務省告示第四百二十六号（電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める告示）の一部を改正する件
 新旧対照表 （傍線部分は変更部分）

改 正 案		現 行	
次の表左欄に掲げる無線局が使用する電波の周波数は、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。		次の表左欄に掲げる無線局が使用する電波の周波数は、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。	
無線局	周波数	無線局	周波数
1 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）	718MHzを超え748MHz以下 900MHzを超え915MHz以下 1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下(注1) 1,744.9MHzを超え1,759.9MHz以下 2,010MHzを超え2,025MHz以下 2,625MHzを超え2,655MHz以下 3,480MHzを超え3,600MHz以下	1 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）	718MHzを超え748MHz以下 900MHzを超え915MHz以下 1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下(注1) 1,744.9MHzを超え1,759.9MHz以下 2,010MHzを超え2,025MHz以下 2,625MHzを超え2,655MHz以下
2 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、上欄に掲げる無線局を通信の相手方とするもの	773MHzを超え803MHz以下 945MHzを超え960MHz以下 1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下(注2) 1,839.9MHzを超え1,854.9MHz以下 1,859.9MHzを超え1,879.9MHz以下(注3) 2,010MHzを超え2,025MHz以下 2,625MHzを超え2,655MHz以下 3,480MHzを超え3,600MHz以下	2 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、上欄に掲げる無線局を通信の相手方とするもの	773MHzを超え803MHz以下 945MHzを超え960MHz以下 1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下(注2) 1,839.9MHzを超え1,854.9MHz以下 1,859.9MHzを超え1,879.9MHz以下(注3) 2,010MHzを超え2,025MHz以下 2,625MHzを超え2,655MHz以下
(略)	(略)	(略)	(略)
注1～3 (略)		注1～3 (略)	

○シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置の技術的条件を定める件 新旧対照表

(傍線部は変更部分)

平成二十六年総務省告示第 号

平成二十五年総務省告示第四百七十三号

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十九条の六の九第一項第二号ロ及びハ並びに第二項第二号、第四十九条の六の十第一項第二号ロ、**第三項第二号並びに第四項第六号、別表第二号第12の4(4)才及び5(5)並びに別表第三号17(3)の規定に基づき、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるもの及び時分割複信方式を用いて三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するもの**の技術的条件を次のように定める。

なお、平成二十五年総務省告示第四百七十三号(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるもの)の技術的条件を定める件)は、廃止する。

一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるもの**の技術的条件**

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)**第十四条第四項、第四十九条の六の九第一項第二号ロ及びハ、別表第二号第12の5(5)並びに別表第三号17(3)の規定に基づき、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるもの**の技術的条件を次のように定め、平成二十六年一月一日から施行する。

一 設備規則第十四条第四項の総務大臣が別に告示する空中線電力の許容偏差のうち、陸上移動局がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合のものは、同時に送信する二の搬送波の空中線電力の和の定格の出力に対する許容偏差が、次の表の上欄及び中欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信する二の搬送波の周波数	送信装置	許容偏差	
		上限(パーセント)	下限(パーセント)
九〇〇MHzを超え九一五MHz以下	複数の空中線から同一の周波数の電波を送信するもの	八七	五八
それ以外のもの		八七	四七

注 複数の空中線から同時に電波を送信する送信装置にあつては、各空中線系の給電線に供給される電力の総和の偏差がこの表に掲げる許容偏差を満たすこと。

二 設備規則第十四条第四項の総務大臣が別に告示する空中線電力の許容偏差のうち、基地局が使用する周波数帯(七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、

五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数帯をいう。以下この項において同じ。）を含む複数の周波数帯の搬送波を同時に受信することができる陸上移動局の送信設備のものは、次の表の上欄に掲げる送信設備の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備		許容偏差(注)	
		上限(パーセント)	下限(パーセント)
陸上移動局の送信設備(複数の空中線から同一の周波数の電波を送信するものを除く。)	七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合	八七	五八
	八一五MHzを超え八三〇MHz以下の周波数の電波を送信する場合	八七	六七
	その他の周波数の電波を送信する場合	八七	五三
陸上移動局の送信設備(複数の空中線から同一の周波数の電波を送信するものに限り。)	八一五MHzを超え八三〇MHz以下の周波数の電波を送信する場合	八七	七四
	その他の周波数の電波を送信する場合	八七	六二

注 陸上移動局がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合は、同時に送信する二の搬送波の空中線電力の和の定格の出力に対する許容偏差とする。

三 設備規則第四十九条の六の九第一項第二号ロの総務大臣が別に告示する隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。

1) 基地局の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置

次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅の周波数範囲に輻射される平均電力が、搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値

1) 設備規則第四十九条の六の九第一項第二号ロの総務大臣が別に告示する隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置

次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅の周波数範囲に輻射される平均電力が、搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上

低い値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅に輻射される平均電力が(一)一三dB_m(電力の一ミリワットに対する比をデシベルで表したものをいう。以下同じ。)以下の値であること。

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)
五	五	四・五
一〇	一〇	四・五
一〇	七・五	三・八四
一〇	一〇	九
一〇	一二・五	三・八四
一五	一〇	九
一五	一五	三・八四
一五	一〇	三・八四
二〇	一五	一三・五
二〇	三〇	一三・五
二〇	一二・五	三・八四
二〇	一七・五	三・八四
二〇	二〇	一八
四〇	四〇	一八

注1 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

- 2| 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあっては、各空中線端子に隣接チャンネル漏えい電力の許容値を適用する。
- イ| 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置

(ア) 同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数及び最も低い周波数より低い周波数
 複数の搬送波を送信した状態で、同時に送信する搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波のチャンネル間隔に応じたアの許容値を適用する。この場合において、

又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅に輻射される平均電力が(一)一三dB_m(電力の一ミリワットに対する比をデシベルで表したものをいう。以下同じ。)以下の値であること。

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)
五	五	四・五
一〇	一〇	四・五
一〇	七・五	三・八四
一〇	一〇	九
一〇	一二・五	三・八四
一五	一〇	九
一五	一五	三・八四
一五	一〇	三・八四
二〇	一五	一三・五
二〇	三〇	一三・五
二〇	一二・五	三・八四
二〇	一七・五	三・八四
二〇	二〇	一八
四〇	四〇	一八

注1 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

- 2| 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあっては、各空中線端子に隣接チャンネル漏えい電力の許容値を適用する。
- イ| 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置

(ア) 同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数及び最も低い周波数より低い周波数
 複数の搬送波を送信した状態で、同時に送信する搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波のチャンネル間隔(搬送波のチャンネル間隔とは、当該搬送波の周波数を使用す

同ア中「搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値」とあるのは、当該最も高い周波数の搬送波を適用した場合には「当該最も高い周波数の搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値」と、当該最も低い周波数の搬送波を適用した場合には「当該最も低い周波数の搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値」とする。

(イ) 同時に送信する複数の搬送波の間の周波数

同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲（当該周波数範囲の上端及び下端の周波数以外に同時に送信する搬送波の送信周波数帯域の周波数を含まないものに限る。）においては、次の表の上欄に掲げる間隔周波数に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする三・八四MHz幅の周波数範囲において輻射される平均電力が同表の下欄に掲げる隣接チャネル漏えい電力の許容値以下の値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値であること。

間隔周波数(注1) MHz以上一〇MHz以下	離調周波数(注2) (MHz)	隣接チャネル漏えい電力の許容値
一〇MHzを超え	二・五	(一) 四四・二dBc (注3)
一五MHz未満	七・五	(一) 四四・二dBc (注3)
一五MHz以上	二・五	(一) 四四・二dBc (注4)
二〇MHz未満	七・五	(一) 四四・二dBc (注3)
二〇MHz以上	二・五	(一) 四四・二dBc (注4)
二〇MHz以上	七・五	(一) 四四・二dBc (注4)

注1 低い周波数の搬送波の送信周波数帯域の上端から高い周波数の搬送波の送信周波数帯域の下端までの差の周波数をいう。

2| 低い周波数の搬送波の送信周波数帯域の上端又は高い周波数の搬送波の送信周波数帯域の下端から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心までの差の周波数をいう。

3| dBcは、隣接チャネル漏えい電力の搬送波電力(低い周波数の搬送波

る無線局の無線設備のチャネル間隔をいう。以下同じ。)に応じた(1)の許容値を適用する。この場合において、搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値は、当該最も高い周波数の搬送波又は当該最も低い周波数の搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値とする。

(イ) 同時に送信する複数の搬送波の間の周波数

同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、次の表の上欄に掲げる間隔周波数に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする三・八四MHz幅の周波数範囲において輻射される平均電力が同表の下欄に掲げる隣接チャネル漏えい電力の許容値以下の値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値であること。

間隔周波数 (注1) MHz以上一〇MHz以下	離調周波数(注2) (MHz)	隣接チャネル漏えい電力の許容値
一〇MHzを超え	二・五	(一) 四四・二dBc (注3)
一五MHz未満	七・五	(一) 四四・二dBc (注3)
一五MHz以上	二・五	(一) 四四・二dBc (注4)
二〇MHz未満	七・五	(一) 四四・二dBc (注3)
二〇MHz以上	二・五	(一) 四四・二dBc (注4)
二〇MHz以上	七・五	(一) 四四・二dBc (注4)

注1 低い周波数の搬送波の送信周波数帯域の上端から高い周波数の搬送波の送信周波数帯域の下端までの差の周波数をいう。

2| 低い周波数の搬送波の送信周波数帯域の上端又は高い周波数の搬送波の送信周波数帯域の下端から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心までの差の周波数をいう。

3| dBcは、電力の搬送波電力(同時に送信する複数の搬送波の電力の総

の電力及び高い周波数の搬送波の電力の和とする。)に対する比をデシベルで表したものとす。

4) dBcは、隣接チャネル漏えい電力の搬送波電力(低い周波数の搬送波又は高い周波数の搬送波のうち、離調周波数の起点とした周波数が属する搬送波の電力とする。)に対する比をデシベルで表したものとす。

(2) 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置

次の(イ)の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる許容値又は次の(イ)の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる許容値を適用する。

(イ) 一ミリワットを〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値

チャネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五	五	三・八四	(一)五〇dBm
	五	四・五	(一)五〇dBm
	一〇	三・八四	(一)五〇dBm
	一〇	三・八四	(一)五〇dBm
	七・五	三・八四	(一)五〇dBm
一〇	一〇	九	(一)五〇dBm
	一二・五	三・八四	(一)五〇dBm
	一〇	三・八四	(一)五〇dBm
	一二・五	三・八四	(一)五〇dBm
一五	一〇	三・八四	(一)五〇dBm
	一五	三・八四	(一)五〇dBm
	一五	一三・五	(一)五〇dBm
二〇	一二・五	三・八四	(一)五〇dBm
	一七・五	三・八四	(一)五〇dBm

和とする。)に対する比をデシベルで表したものとす。

4) dBcは、電力の搬送波電力(低い周波数の搬送波又は高い周波数の搬送波のうち、離調周波数の起点とした周波数が属する搬送波の電力とする。)に対する比をデシベルで表したものとす。

2) 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の送信装置

(1) 一の搬送波を送信する送信装置

次の(イ)の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる許容値又は次の(イ)の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる許容値を適用する。

イ 一ミリワットを〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値

チャネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五	五	三・八四	(一)五〇dBm
	五	四・五	(一)五〇dBm
	一〇	三・八四	(一)五〇dBm
	一〇	三・八四	(一)五〇dBm
	七・五	三・八四	(一)五〇dBm
一〇	一〇	九	(一)五〇dBm
	一二・五	三・八四	(一)五〇dBm
	一〇	三・八四	(一)五〇dBm
	一二・五	三・八四	(一)五〇dBm
一五	一〇	三・八四	(一)五〇dBm
	一五	三・八四	(一)五〇dBm
	一五	一三・五	(一)五〇dBm
二〇	一二・五	三・八四	(一)五〇dBm
	一七・五	三・八四	(一)五〇dBm

二〇	一八	(一)五〇dBm
----	----	----------

注 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

(イ) 搬送波の電力を〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値

チャネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五	五	三・八四	(一)三二・二dBc
五	五	四・五	(一)二九・二dBc
〇	〇	三・八四	(一)三五・二dBc
七・五	七・五	三・八四	(一)二九・二dBc
〇	〇	九	(一)三二・二dBc
一五	一五	三・八四	(一)三五・二dBc
一五	一五	三・八四	(一)三二・二dBc
一五	一五	三・八四	(一)三五・二dBc
一五	一五	一三・五	(一)二九・二dBc
二〇	二〇	三・八四	(一)三二・二dBc
二〇	二〇	三・八四	(一)三五・二dBc
二〇	二〇	一八	(一)二九・二dBc

注1 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2| dBcは、隣接チャネル漏えい電力の搬送波電力に対する比をデシベルで表したものをいう。

イ 連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置

九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、次の(イ)の表の一の欄に掲げるチャネル間隔の組合せに応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、それぞれ同表の四の欄に掲げる許容値又は次の(イ)の表の一の欄に掲げるチャネル

二〇	一八	(一)五〇dBm
----	----	----------

注 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

イ 搬送波の電力を〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値

チャネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五	五	三・八四	(一)三二・二dBc
五	五	四・五	(一)二九・二dBc
〇	〇	三・八四	(一)三五・二dBc
七・五	七・五	三・八四	(一)二九・二dBc
〇	〇	九	(一)三二・二dBc
一五	一五	三・八四	(一)三五・二dBc
一五	一五	三・八四	(一)三二・二dBc
一五	一五	三・八四	(一)三五・二dBc
一五	一五	一三・五	(一)二九・二dBc
二〇	二〇	三・八四	(一)三二・二dBc
二〇	二〇	三・八四	(一)三五・二dBc
二〇	二〇	一八	(一)二九・二dBc

注1 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2| dBcは、電力の搬送波電力に対する比をデシベルで表したものをいう。

(2) 連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置

九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、次の(イ)の表の一の欄に掲げるチャネル間隔の組合せに応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、それぞれ同表の四の欄に掲げる許容値又は次の(イ)の表の一の欄に掲げるチャネル間隔の組合せ

五	一四・九五	一三・九五	二 dBc
一四・九七	三・八四	(一) 二九・	(一) 三五・
			二 dBc

注1 離調周波数は、送信周波数帯域（同時に送信する連続する二の搬送波の送信周波数帯域を合わせたものをいう。）の中心の周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2) dBcは、隣接チャネル漏えい電力の搬送波電力（連続する二の搬送波の電力の和とする。）に対する比をデシベルで表したものをいう。

2) 設備規則第四十九条の六の九第一項第二号ハの総務大臣が別に告示する基地局の送信装置の相互変調特性は、次のとおりとする。

(1) チャネル間隔が五MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から（MHz、）MHz及び（MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

(2) チャネル間隔が一〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から（MHz、）MHz及び（MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

(3) チャネル間隔が一五MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から（MHz、）MHz及び（MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

五	一四・九五	一三・九五	二 dBc
一四・九七	三・八四	(一) 二九・	(一) 三五・
			二 dBc

注1 離調周波数は、送信周波数帯域（同時に送信する連続する二の搬送波に属する送信周波数帯域の和をいう。）の中心の周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2) dBcは、電力の搬送波電力（連続する二の搬送波の電力の和とする。）に対する比をデシベルで表したものをいう。

四) 設備規則第四十九条の六の九第一項第二号ハの総務大臣が別に告示する基地局の送信装置の相互変調特性は、次のとおりとする。

1) チャネル間隔が五MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から（MHz、）MHz及び（MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

2) チャネル間隔が一〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から（MHz、）MHz及び（MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

3) チャネル間隔が一五MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から（MHz、）MHz及び（MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

4) チャンネル間隔が二〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から（ MHz 、 MHz ）
 一七・五MHz及び（ MHz ）離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

3) 設備規則第四十九条の六の九第二項第二号の総務大臣が別に告示する陸上移動局の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合に使用する搬送波の周波数帯及び当該搬送波の数は、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

送信の種類	送信する搬送波の周波数帯	キャリアアグリゲーション技術を用いて送信する最大の搬送波の数
同一周波数帯内で連続する搬送波による送信	九〇〇MHzを超え九一五MHz以下	二

4) 設備規則別表第二号第12の5(5)の総務大臣が別に告示する陸上移動局の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合に当該送信された複数の搬送波の全平均電力の九九パーセントが含まれる周波数の幅は、次の表の上欄に掲げる組合せに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せ	周波数の幅
五MHzと五MHzの組合せ	九・八MHz以下
五MHzと一〇MHzの組合せ	一四・九五MHz以下

5) 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

1) 基地局の送信装置

離調周波数	不要発射の強度の許容値
五〇kHz以上五・〇五MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値 $-5.5-1.4 \times (\Delta f - 0.05) \text{ dBm}$ Δf は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度）

4) チャンネル間隔が二〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から（ MHz 、 MHz ）
 一七・五MHz及び（ MHz ）離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

5) 設備規則第四十九条の六の九第二項第二号の総務大臣が別に告示する陸上移動局の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合に使用する搬送波の周波数帯及び当該搬送波の数は、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

送信の種類	送信する搬送波の周波数帯	キャリアアグリゲーション技術を用いて送信する最大の搬送波の数
同一周波数帯内で連続する搬送波による送信	九〇〇MHzを超え九一五MHz以下	二

6) 設備規則別表第二号第12の5(5)の総務大臣が別に告示する陸上移動局がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合に当該送信された複数の搬送波の全平均電力の九九パーセントが含まれる周波数の幅は、次の表の上欄に掲げる組合せに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せ	周波数の幅
五MHzと五MHzの組合せ	九・八MHz以下
五MHzと一〇MHzの組合せ	一四・九五MHz以下

7) 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

1) 基地局の送信装置

離調周波数	不要発射の強度の許容値
五〇kHz以上五・〇五MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値 $-5.5-1.4 \times (\Delta f - 0.05) \text{ dBm}$ Δf は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度）

	の測定帯域に近い端に限る。) から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数(単位 MHz) とする。
五・〇五 MHz 以上一〇・〇五 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一二・五 dBm 以下の値
一〇・〇五 MHz 以上	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三 dBm 以下の値。ただし、離調周波数が一〇・五 MHz 以上の場合において、一、四七五・九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以下、一、八三九・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下の周波数の電波を使用する基地局にあつては、任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一) 一三 dBm 以下の値とする。

注1 基地局が使用する周波数帯(七七三 MHz を超え八〇三 MHz 以下、八六〇 MHz を超え八九〇 MHz 以下、九四五 MHz を超え九六〇 MHz 以下、一、四七五・九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以下、一、八三九・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下の周波数帯をいう。以下この項において同じ。) の端から一〇 MHz 未満の周波数帯に限り適用する。

- 2| 離調周波数は、送信周波数帯域の端(不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。)から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。
- 3| 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。
- 4| 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあつては、次のとおりとする。
 - (1) 同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波に関するこの表の許容値を適用する。
 - (2) 同時に送信する複数の搬送波の間において、当該搬送波のうち一の

	測定帯域に近い端に限る。) から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数(単位 MHz) とする。
五・〇五 MHz 以上一〇・〇五 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一二・五 dBm 以下の値
一〇・〇五 MHz 以上	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三 dBm 以下の値。ただし、離調周波数が一〇・五 MHz 以上の場合において、一、四七五・九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以下、一、八三九・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下の周波数の電波を使用する基地局にあつては、任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一) 一三 dBm 以下の値とする。

注1 基地局が使用する周波数帯の端から一〇 MHz 未満の周波数帯に限り適用する。

- 2| 離調周波数は、送信周波数帯域の端(不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。)から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。
- 3| 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。
- 4| 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあつては、次のとおりとする。
 - (1) 同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波に関するこの表の許容値を適用する。
 - (2) 同時に送信する複数の搬送波の間であつて、当該搬送波のうち一の

搬送波の送信周波数帯域の端から一〇MHz未満の周波数範囲（当該周波数範囲の上端及び下端の周波数以外に同時に送信する搬送波の送信周波数帯域の周波数を含まないものに限る。）においては、当該周波数範囲に接する各搬送波に関するこの表の許容値の総和を適用し、同時に送信する搬送波の間において、全ての搬送波の送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数範囲においては、当該周波数範囲に接する各搬送波に関するこの表の許容値を適用する。

(2) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置

チャンネル間隔	離調周波数	不要発射の強度の許容値	五MHz	一〇MHz
			一、〇〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三・五dBm以下の値
一、〇〇〇kHz以上五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)八・五dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一一・五dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三・五dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一六・五dBm以下の値
五MHz以上一〇MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)八・五dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一一・五dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三・五dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一六・五dBm以下の値
一〇MHz以上一五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)八・五dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一一・五dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三・五dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一六・五dBm以下の値

ものから一〇MHz未満の周波数範囲においては、各搬送波に関するこの表の許容値の総和を適用し、同時に送信する搬送波の間であって、全ての搬送波から一〇MHz以上離れた周波数範囲においては、各搬送波に関するこの表の許容値を適用する。

2) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置

(1) 一の搬送波を送信する送信装置

チャンネル間隔	離調周波数	不要発射の強度の許容値	五MHz	一〇MHz
			一、〇〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三・五dBm以下の値
一、〇〇〇kHz以上五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)八・五dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一一・五dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三・五dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一六・五dBm以下の値
五MHz以上一〇MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)八・五dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一一・五dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三・五dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一六・五dBm以下の値
一〇MHz以上一五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)八・五dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一一・五dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三・五dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一六・五dBm以下の値

一五 MHz	一、〇〇〇 kHz	任意の三〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一八・五dBm以下の値
	未満	
一、〇〇〇 kHz	一、〇〇〇 kHz	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)八・五dBm以下の値
	以上五 MHz 未満	
五 MHz 以上一五 MHz 未満	五 MHz 以上一五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・五dBm以下の値
	一五 MHz 以上二〇 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三・五dBm以下の値
二〇 MHz	一、〇〇〇 kHz	任意の三〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一九・五dBm以下の値
	未満	
一、〇〇〇 kHz	一、〇〇〇 kHz	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)八・五dBm以下の値
	以上五 MHz 未満	
五 MHz 以上二〇 MHz 未満	五 MHz 以上二〇 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・五dBm以下の値
	二〇 MHz 以上二五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三・五dBm以下の値

注 離調周波数は、送信周波数帯域の端(不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。)から不要発射の強度の測定帯域の端(送信周波数帯域に近い端に限る。)までの差の周波数とする。

1) 連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置

九〇〇 MHzを超え九一五 MHz以下の周波数の連続する二の搬送波を送信した状態で、次の表の上欄に掲げる組合せ及び同表の中欄に掲げる離調周波数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値以下であること。

五 MHzと五 MHzの組	同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せ	離調周波数	不要発射の強度の許容値
		一、〇〇〇 kHz	任意の三〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三・五dBm以下の値

一五 MHz	一、〇〇〇 kHz	任意の三〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一八・五dBm以下の値
	未満	
一、〇〇〇 kHz	一、〇〇〇 kHz	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)八・五dBm以下の値
	以上五 MHz 未満	
五 MHz 以上一五 MHz 未満	五 MHz 以上一五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・五dBm以下の値
	一五 MHz 以上二〇 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三・五dBm以下の値
二〇 MHz	一、〇〇〇 kHz	任意の三〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一九・五dBm以下の値
	未満	
一、〇〇〇 kHz	一、〇〇〇 kHz	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)八・五dBm以下の値
	以上五 MHz 未満	
五 MHz 以上二〇 MHz 未満	五 MHz 以上二〇 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・五dBm以下の値
	二〇 MHz 以上二五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三・五dBm以下の値

注 離調周波数は、送信周波数帯域の端(不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。)から不要発射の強度の測定帯域の端(送信周波数帯域に近い端に限る。)までの差の周波数とする。

(2) 連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置

九〇〇 MHzを超え九一五 MHz以下の周波数の搬送波の中から連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、当該連続する二の搬送波を送信した状態で、次の表の上欄に掲げる組合せ及び中欄に掲げる離調周波数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値以下であること。

五 MHzと五 MHzの組	同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せ	離調周波数	不要発射の強度の許容値
		一 MHz 未満	任意の三〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三・五dBm以下の値

五MHzと一〇MHzの 組合せ	Hz未満	均電力が(一)一六・四dBm以下の値
	一、〇〇〇kHz 以上五MHz未 満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅におけ る平均電力が(二)八・五dBm以下の 値
五MHz以上 九・八MHz未 満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅におけ る平均電力が(二)一一・五dBm以下 の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅におけ る平均電力が(二)一一・五dBm以下 の値
	九・八MHz以上 一四・八MHz未 満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅におけ る平均電力が(二)二三・五dBm以下 の値
一、〇〇〇kHz 以上五MHz未 満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅におけ る平均電力が(二)八・五dBm以下の 値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅におけ る平均電力が(二)八・五dBm以下の 値
	一、〇〇〇kHz未 満	任意の三〇kHzの帯域幅における平 均電力が(二)一八・四dBm以下の値

注 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の端（送信周波数帯域に近い端に限る。）までの差の周波数とする。

6) 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が

五MHzと一〇MHzの 組合せ	電力が(一)一六・四dBm以下の値	
	一MHz 以上五MHz未 満	任意の一MHzの帯域幅における平均電 力が(二)八・五dBm以下の値
五MHz以上 九・八MHz未 満	任意の一MHzの帯域幅における平均電 力が(二)一一・五dBm以下の値	任意の一MHzの帯域幅における平均電 力が(二)一一・五dBm以下の値
	九・八MHz以 上一四・八MHz未 満	任意の一MHzの帯域幅における平均電 力が(二)二三・五dBm以下の値
一MHz以上五MHz未 満	任意の一MHzの帯域幅における平均電 力が(二)八・五dBm以下の値	任意の一MHzの帯域幅における平均電 力が(二)八・五dBm以下の値
	一MHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均 電力が(二)一八・四dBm以下の値

注 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の端（送信周波数帯域に近い端に限る。）までの差の周波数とする。

8) 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

1) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が

一五〇kHz以上三〇MHz未満	(一)一三dBm以下の値
任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一三dBm以下の値	
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値
満	力(一)一三dBm以下の値
一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満(一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下及び二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。)	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一dBm以下の値
二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五二dBm以下の値

注1 基地局が使用する周波数帯の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。

- 2| 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。
 - 3| 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあつては、当該複数の搬送波を送信した状態で、この表の許容値を適用する。この場合において、複数の空中線から同時に電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。
- (2) 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)

一五〇kHz以上三〇MHz未満	(一)一三dBm以下の値
任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一三dBm以下の値	
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値
満	力(一)一三dBm以下の値
一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満(一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下及び二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。)	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一dBm以下の値
二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五二dBm以下の値

注1 基地局が使用する周波数帯の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。

- 2| 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。
 - 3| 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあつては、当該複数の搬送波を送信した状態で、この表の許容値を適用する。この場合において、複数の空中線から同時に電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。
- 2| 七・一八MHzを超え七・四八MHz以下、八・一五MHzを超え八・四五MHz以下、九・〇〇MHzを超え九・一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が

<p>九四五 MHz 以上九六〇 MHz 以下</p>		<p>2 1 に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇 dBm 以下の値</p>	<p>1 七三八 MHz を超え七四八 MHz 以下、九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下又は一、七四四・九 MHz を超え一、七四九・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇 dBm 以下の値</p> <p>2 1 に掲げる以外のもの 任意の一〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六 dBm 以下の値</p>	<p>一、〇〇〇 MHz 以上一一・七五 GHz 未満 (一、四七五・九 MHz 以上一、五一〇 MHz 以下、一、八三〇・九 MHz 以上一、八七九・九 MHz 以上一、八七九・九 MHz 以下、一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下、一一・〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下及び二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。)</p>
<p>2 一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz</p>	<p>1 七三七・九五 MHz を超え七四八 MHz 以下又は一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの (チャンネル間隔が五 MHz のものに限る。) 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇 dBm 以下の値</p>	<p>1 七三七・九五 MHz を超え七四八 MHz 以下又は一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの (チャンネル間隔が五 MHz のものに限る。) 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇 dBm 以下の値</p>	<p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇 dBm 以下の値</p>	<p>一、四七五・九 MHz 以上一、四九六 MHz 未満</p>

<p>九四五 MHz 以上九六〇 MHz 以下</p>		<p>2 1 に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇 dBm 以下の値</p>	<p>1 七三八 MHz を超え七四八 MHz 以下、九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下又は一、七四四・九 MHz を超え一、七四九・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇 dBm 以下の値</p> <p>2 1 に掲げる以外のもの 任意の一〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六 dBm 以下の値</p>	<p>一、〇〇〇 MHz 以上一一・七五 GHz 未満 (一、四七五・九 MHz 以上一、五一〇・九 MHz 以下、一、八三九・九 MHz 以上一、八七九・九 MHz 以下、一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下、一一・〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下及び二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。)</p>
<p>2 一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・</p>	<p>1 七三七・九五 MHz を超え七四八 MHz 以下又は一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの (チャンネル間隔が五 MHz のものに限る。) 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇 dBm 以下の値</p>	<p>1 七三七・九五 MHz を超え七四八 MHz 以下又は一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの (チャンネル間隔が五 MHz のものに限る。) 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇 dBm 以下の値</p>	<p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇 dBm 以下の値</p>	<p>一、四七五・九 MHz 以上一、四九六 MHz 未満</p>

	<p>以下の周波数の電波を使用するもの（チャネル間隔が10 MHz、15 MHz又は20 MHzのものに限る。）</p> <p>任意の一、000 kHzの帯域幅における平均電力が（一）三五 dB_n以下の値</p> <p>3 1及び2に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一、000 kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇 dB_n以下の値</p>
<p>一、四九六 MHz以上一、五〇・九 MHz以下</p>	<p>1 一、四二七・九 MHzを超え一、四六二・九 MHz以下の周波数の電波を使用するもの（チャネル間隔が五 MHzのものに限る。）</p> <p>任意の一、000 kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇 dB_n以下の値</p> <p>2 一、四二七・九 MHzを超え一、四六二・九 MHz以下の周波数の電波を使用するもの（チャネル間隔が10 MHz、15 MHz又は20 MHzのものに限る。）</p> <p>任意の一、000 kHzの帯域幅における平均電力が（一）三五 dB_n以下の値</p> <p>3 1及び2に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一、000 kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇 dB_n以下の値</p>
<p>一、八三九・九 MHz以上一、八四四・九 MHz未満</p>	<p>1 一、七四四・九 MHzを超え一、七四九・九 MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>任意の一、000 kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇 dB_n以下の値</p> <p>2 1に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一、000 kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇 dB_n以下の値</p>
<p>一、八四四・九 MHz以上一、八七九・九 MHz以下</p>	<p>任意の一、000 kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇 dB_n以下の値</p>

	<p>九 MHz以下の周波数の電波を使用するもの（チャネル間隔が10 MHz、15 MHz又は20 MHzのものに限る。）</p> <p>任意の一、000 kHzの帯域幅における平均電力が（一）三五 dB_n以下の値</p> <p>3 1及び2に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一、000 kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇 dB_n以下の値</p>
<p>一、四九六 MHz以上一、五〇・九 MHz以下</p>	<p>1 一、四二七・九 MHzを超え一、四六二・九 MHz以下の周波数の電波を使用するもの（チャネル間隔が五 MHzのものに限る。）</p> <p>任意の一、000 kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇 dB_n以下の値</p> <p>2 一、四二七・九 MHzを超え一、四六二・九 MHz以下の周波数の電波を使用するもの（チャネル間隔が10 MHz、15 MHz又は20 MHzのものに限る。）</p> <p>任意の一、000 kHzの帯域幅における平均電力が（一）三五 dB_n以下の値</p> <p>3 1及び2に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一、000 kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇 dB_n以下の値</p>
<p>一、八三九・九 MHz以上一、八四四・九 MHz未満</p>	<p>1 一、七四四・九 MHzを超え一、七四九・九 MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>任意の一、000 kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇 dB_n以下の値</p> <p>2 1に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一、000 kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇 dB_n以下の値</p>
<p>一、八四四・九 MHz以上一、八七九・九 MHz以下</p>	<p>任意の一、000 kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇 dB_n以下の値</p>

一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一dB以下
二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇dB以下の値
二、一一〇MHz以上二、一五四MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇dB以下の値
二、一五四MHz以上二、一七〇MHz以下	1 七一八MHzを超え七二三・三三三MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇dB以下の値 2 1に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇dB以下の値

注1 九kHz以上四七〇MHz未満、七一〇MHzを超え七七三MHz未満、八〇三MHzを超え八六〇MHz未満、八九〇MHzを超え九四五MHz未満、九六〇MHzを超え一、四七五・九MHz未満、一、五一〇・九MHzを超え一、八三九・九MHz未満、一、八七九・九MHzを超え一、八八四・五MHz未満、一、九一五・七MHzを超え二、〇一〇MHz未満、二、〇二五MHzを超え二、一一〇MHz未満及び二、一七〇MHzを超え二・七五GHz未満の周波数帯については、五MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二・五MHz以上、一〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz以上、一五MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上、二〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三五MHz以上離れた周波数帯に限り、この表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

2| 注1の規定にかかわらず、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数のうち連続する二の周波数の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、八六〇MHz未満又は八九〇MHzを超える周波数帯において、送信周波数帯域(当該連続する二の搬送波の送信周波数帯域を合わせたものをいう。)の中心周波数から、同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せが五MHzと五

一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一dB以下の値
二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇dB以下の値
二、一一〇MHz以上二、一五四MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇dB以下の値
二、一五四MHz以上二、一七〇MHz以下	1 七一八MHzを超え七二三・三三三MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇dB以下の値 2 1に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇dB以下の値

注1 九kHz以上四七〇MHz未満、七一〇MHzを超え七七三MHz未満、八〇三MHzを超え八六〇MHz未満、八九〇MHzを超え九四五MHz未満、九六〇MHzを超え一、四七五・九MHz未満、一、五一〇・九MHzを超え一、八三九・九MHz未満、一、八七九・九MHzを超え一、八八四・五MHz未満、一、九一五・七MHzを超え二、〇一〇MHz未満、二、〇二五MHzを超え二、一一〇MHz未満及び二、一七〇MHzを超え二・七五GHz未満の周波数帯については、五MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二・五MHz以上、一〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz以上、一五MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上、二〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三五MHz以上離れた周波数帯に限り、表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

2| 注1の規定にかかわらず、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数のうちから連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、八六〇MHz未満又は八九〇MHzを超える周波数帯において、送信周波数帯域(当該連続する二の搬送波に属する送信周波数帯域の和をいう。)の中心周波数から、同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せが五MHzと五MHzの組合せの

MHzの組合せの場合は一・九・七MHz以上離れた周波数帯、当該チャンネル間隔の組合せが五MHzと一〇MHzの組合せの場合は一七・四二五MHz以上離れた周波数帯に限り、この表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、時分割複信方式を用いるものうち、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件

1 設備規則第四十九条の六の十第一項第二号ロの総務大臣が別に告示する隣接チャンネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置

次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅の周波数範囲に輻射される平均電力が、搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅に輻射される平均電力が(一)一三dBm以下の値であること。

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)
五	五	四・五
一〇	一〇	四・五
一〇	一〇	九
一五	一五	九
一五	一五	一三・五
二〇	二〇	一三・五
二〇	二〇	一八
二〇	二〇	一八
二〇	四〇	一八

注1 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に隣接チャンネル漏えい電力の許容値を適用する。

場合は一・九・七MHz以上離れた周波数帯、当該チャンネル間隔の組合せが一・〇MHzの組合せの場合は一七・四二五MHz以上離れた周波数帯に限り、表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

イ 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置

(7) 同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数及び最も低い周波数より低い周波数

複数の搬送波を送信した状態で、同時に送信する搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波のチャネル間隔に応じたアの許容値を適用する。この場合において、同ア中「搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値」とあるのは、当該最も高い周波数の搬送波を適用した場合には「当該最も高い周波数の搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値」と、当該最も低い周波数の搬送波を適用した場合には「当該最も低い周波数の搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値」とする。

(4) 同時に送信する複数の搬送波の間の周波数

同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲（当該周波数範囲の上端及び下端の周波数以外に同時に送信する搬送波の送信周波数帯域の周波数を含まないものに限る。）においては、次の表の上欄に掲げる間隔周波数に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする四・五 MHz 幅の周波数範囲において輻射される平均電力が同表の下欄に掲げる隣接チャネル漏えい電力の許容値以下の値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）一三 dBm 以下の値であること。

間隔周波数（注1）	離調周波数（注2）（MHz）	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五 MHz 以上一〇 MHz 以下	二・五	（一） 四四・二 dBc（注3）
一〇 MHz を超え	二・五	（一） 四四・二 dBc（注3）
一五 MHz 未満	七・五	（一） 四四・二 dBc（注3）
一五 MHz 以上二〇 MHz 未満	二・五	（一） 四四・二 dBc（注4）
二〇 MHz 以上	二・五	（一） 四四・二 dBc（注4）

注1 低い周波数の搬送波の送信周波数帯域の上端から高い周波数の搬送波の送信周波数帯域の下端までの差の周波数をいう。

2 低い周波数の搬送波の送信周波数帯域の上端又は高い周波数の搬送波の送信周波数帯域の下端から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心までの差の周波数をいう。

3 dBcは、隣接チャネル漏えい電力の搬送波電力(低い周波数の搬送波の電力及び高い周波数の搬送波の電力の和とする。)に対する比をデシベルで表したものとす。

4 dBcは、隣接チャネル漏えい電力の搬送波電力(低い周波数の搬送波又は高い周波数の搬送波のうち、離調周波数の起点とした周波数が属する搬送波の電力とする。)に対する比をデシベルで表したものとす。

(2) 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置

次の(イ)の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる許容値又は次の(イ)の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる許容値を適用する。

(イ) 一ミリワットを〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値

チャネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)	隣接チャネル漏えい電力 の許容値
五	五	四・五	(一) 五〇 dB _m
一〇	一〇	九	(一) 五〇 dB _m
一五	一五	一三・五	(一) 五〇 dB _m
二〇	二〇	一八	(一) 五〇 dB _m

注 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい

い 電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

(イ) 搬送波の電力を○デシベルとしたデシベル表示による隣接チャンネル漏えい電力の許容値

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)	隣接チャンネル漏えい電力の許容値
五	五	四・五	(-) 二九・二 dBc
一〇	一〇	九	(-) 二九・二 dBc
一五	一五	一三・五	(-) 二九・二 dBc
二〇	二〇	一八	(-) 二九・二 dBc

注1 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2) dBc は、隣接チャンネル漏えい電力の搬送波電力に対する比をデシベルで表したものをいう。

イ 連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置

次の(イ)の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔の組合せに応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、それぞれ同表の四の欄に掲げる許容値又は次の(イ)の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔の組合せに応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、それぞれ同表の四の欄に掲げる許容値を適用する。

(イ) 「ミリワットを○デシベルとしたデシベル表示による隣接チャンネル漏えい電力の許容値

同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せ	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)	隣接チャンネル漏えい電力の許容値
五 MHz と 五 MHz の組合せ	九・八	九・三	(-) 五〇 dBm
五 MHz と 一〇 MHz の組合せ	一四・九五	一三・九五	(-) 五〇 dBm
五 MHz と 一五 MHz の組合せ	一九・八	一八・三	(-) 五〇 dBm
五 MHz と 二〇 MHz の組合せ	二四・九五	二二・九五	(-) 五〇 dBm

一五 MHz と二〇 MHz の組合せ	三四・八五	三三・八五	(一) 二九・
一五 MHz と一五 MHz の組合せ	三〇	二八・五	(一) 二九・ dBc
一〇 MHz と二〇 MHz の組合せ	二九・九	二七・九	(一) 二九・ dBc
一〇 MHz と一五 MHz の組合せ	二四・七五	二三・二五	(一) 二九・ dBc
一〇 MHz と一〇 MHz の組合せ	一九・九	一八・九	(一) 二九・ dBc
五 MHz と二〇 MHz の組合せ	二四・九五	二二・九五	(一) 二九・ dBc
五 MHz と一五 MHz の組合せ	一九・八	一八・三	(一) 二九・ dBc
五 MHz と一〇 MHz の組合せ	一四・九五	一三・九五	(一) 二九・ dBc
五 MHz と五 MHz の組合せ	九・八	九・三	(一) 二九・ dBc
同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せ	(MHz)	(MHz)	隣接チャンネル漏えい電力の許容値

二〇 MHz と二〇 MHz の組合せ	三九・八	三七・八	(一) 五〇 dBm
一五 MHz と二〇 MHz の組合せ	三四・八五	三二・八五	(一) 五〇 dBm
一五 MHz と一五 MHz の組合せ	三〇	二八・五	(一) 五〇 dBm
一〇 MHz と二〇 MHz の組合せ	二九・九	二七・九	(一) 五〇 dBm
一〇 MHz と一五 MHz の組合せ	二四・七五	二三・二五	(一) 五〇 dBm
一〇 MHz と一〇 MHz の組合せ	一九・九	一八・九	(一) 五〇 dBm

注 離調周波数は、送信周波数帯域（同時に送信する連続する二の搬送波の送信周波数帯域を合わせたものをいう。）の中心周波数から隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

(イ) 搬送波の電力を〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャンネル漏えい電力の許容値

二〇MHzと二〇MHzの組合せ	三九・八	三七・八	二 dBq
			(一) 二九・ 二 dBq

注1 離調周波数は、送信周波数帯域（同時に送信する連続する二の搬送波の送信周波数帯域を合わせたものをいう。）の中心の周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2| dBcは、隣接チャネル漏えい電力の搬送波電力（連続する二の搬送波の電力の和とする。）に対する比をデシベルで表したものをいう。

(3) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）の送信装置

ア 陸上移動局対向器に係るもの

送信周波数帯域の端から二・五MHz及び七・五MHz離れた周波数を中心周波数とする一MHzの帯域幅における平均電力が(一) 一三dBm以下の値

イ 基地局対向器に係るもの

(7) 送信周波数帯域の端から二・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・二デシベル低い値又は一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 一三dBm以下の値

(4) 送信周波数帯域の端から七・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三五・二デシベル低い値又は一MHzの帯域幅における平均電力が(一) 三〇dBm以下の値

(4) 陸上移動中継局の送信装置

ア 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）を通信の相手方とするもの

送信周波数帯域の端から二・五MHz及び七・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル低い値又は(一) 七・二dBm以下の値

イ 基地局を通信の相手方とするもの

(7) 送信周波数帯域の端から二・五MHz離れた周波数を中心周波数とする

三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・二デシベル低い値又は（二）七・二 dB 以下の値

(4) 送信周波数帯域の端から七・五 MHz 離れた周波数を中心周波数とする三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より三五・二デシベル低い値又は（二）二四・二 dB 以下の値

2) 設備規則第四十九条の六の十第一項第二号ロの総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の相互変調特性は、次のとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

ア) チャンネル間隔が五 MHz の場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から（ ） MHz、（ ） MHz 及び（ ） MHz 離れた帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

イ) チャンネル間隔が一〇 MHz の場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から（ ） MHz、（ ） MHz 及び（ ） MHz 離れた帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

ウ) チャンネル間隔が一五 MHz の場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から（ ） MHz、（ ） MHz 及び（ ） MHz 離れた帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

エ) チャンネル間隔が二〇 MHz の場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から（ ） MHz、（ ） MHz 及び（ ） MHz 離れた帯域幅が五 MHz の変調された妨害

波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

(2) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置

ア チャンネル間隔が五MHzの場合

希望波を定格出力で送信し、希望波から（ ）MHz離れた無変調の妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（一十）五MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする四・五MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波から（ ）MHz離れた無変調の妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（一十）一〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする四・五MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

イ チャンネル間隔が一〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信し、希望波から（ ）MHz離れた無変調の妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（一十）一〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする九MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波から（ ）MHz離れた無変調の妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（一十）二〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする九MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

ウ チャンネル間隔が一五MHzの場合

希望波を定格出力で送信し、希望波から（ ）MHz離れた無変調の妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（一十）一五MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする一三・五MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波から（ ）MHz離れた無変調の

妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（一十）三〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする一三・五MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

エ チャンネル間隔が二〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信し、希望波から（ ）MHz離れた無変調の妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（一十）二〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする一八MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波を定格出力で送信し、希望波から（ ）四〇MHz離れた無変調の妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（一十）四〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする一八MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

3] 設備規則第四十九条の六の十第一項第二号ロの総務大臣が別に告示する基地局又は陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置のフレーム長は一〇ミリ秒であること。

4] 設備規則第四十九条の六の十第三項第二号の総務大臣が別に告示する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合に使用する搬送波の周波数帯及び当該搬送波の数は、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

送信の種類	送信する搬送波の周波数帯	キャリアアグリゲーション技術を用いて送信する最大の搬送波の数
同一周波数帯内で連続する搬送波による送信	三・四GHzを超え 三・六GHz以下	二

5] 設備規則第四十九条の六の十第四項第六号の総務大臣が別に定める陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うもののうち、再生中継方式以外の中継方式のものに限る。）の基地局対向器及び陸上移動局対向器の増幅度特性は、次のとおりとする。

(1) 送信周波数帯域の最も高い周波数から五MHz高い周波数及び最も低い周波

- 数から五MHz低い周波数における増幅度が三五デシベル以下であること。
- (2) 送信周波数帯域の最も高い周波数から一〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から一〇MHz低い周波数における増幅度が二〇デシベル以下であること。
- (3) 送信周波数帯域の最も高い周波数から四〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から四〇MHz低い周波数における増幅度が〇デシベル以下であること。
- 6) 設備規則別表第一号第12の4(4)オの総務大臣が別に告示する陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合に当該送信された複数の搬送波の全平均電力の九パーセントが含まれる周波数の幅は、次の表の上欄に掲げる組合せに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せ	周波数の幅
五MHzと五MHzの組合せ	九・八MHz以下
五MHzと一〇MHzの組合せ	一四・九五MHz以下
五MHzと一五MHzの組合せ	一九・八MHz以下
五MHzと二〇MHzの組合せ	二四・九五MHz以下
一〇MHzと一〇MHzの組合せ	一九・九MHz以下
一〇MHzと一五MHzの組合せ	二四・七五MHz以下
一〇MHzと二〇MHzの組合せ	二九・九MHz以下
一五MHzと一五MHzの組合せ	三〇MHz以下
一五MHzと二〇MHzの組合せ	三四・八五MHz以下
二〇MHzと二〇MHzの組合せ	三九・八MHz以下

7) 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

離調周波数	不要発射の強度の許容値
五〇kHz以上五・〇五MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値 $-5.2-1.4 \times (\Delta f - 0.05) \text{ dBm}$ Δf は、送信周波数帯域の端(不要発射の強度

	の測定帯域に近い端に限る。) から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数(単位 MHz) とする。
五・〇五 MHz 以上一〇・〇五 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一) 一一・二 dBm 以下の値
一〇・五 MHz 以上	任意の一〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一) 一三 dBm 以下の値

注1 基地局が使用する周波数帯の端から一〇 MHz 未満の周波数帯に限り適用する。

2| 離調周波数は、送信周波数帯域の端(不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。)から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

3| 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

4| 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあつては、次のとおりとする。

(1) 同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波に関するこの表の許容値を適用する。

(2) 同時に送信する複数の搬送波の間において、当該搬送波のうち一の搬送波の送信周波数帯域の端から一〇 MHz 未満の周波数範囲(当該周波数範囲に同時に送信する他の搬送波の周波数を含まないものに限る。)においては、当該周波数範囲に接する各搬送波に関するこの表の許容値の総和を適用し、同時に送信する搬送波の間において、全ての搬送波の送信周波数帯域の端から一〇 MHz 以上離れた周波数範囲においては、当該周波数範囲に接する各搬送波に関するこの表の許容値を適用する。

(2) 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置

二〇 MHz	一、〇〇〇 kHz 未満	任意の三〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一九・二dB以下の値
一、〇〇〇 kHz 以上五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(二)八・二dB以下の値	
五 MHz 以上二〇 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一一・二dB以下の値	
二〇 MHz 以上二五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)二三・二dB以下の値	

注 離調周波数は、送信周波数帯域の端(不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。)から不要発射の強度の測定帯域の端(送信周波数帯域に近い端に限る。)までの差の周波数とする。

イ 連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置

三・四 GHzを超え三・六 GHz以下の周波数の連続する二の搬送波を送信した状態で、次の表の上欄に掲げる組合せ及び同表の中欄に掲げる離調周波数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値以下であること。

同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せ	離調周波数	不要発射の強度の許容値
五 MHzと五 MHzの組合せ	一、〇〇〇 kHz 未満	任意の三〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一六・一dB以下の値
	一、〇〇〇 kHz 以上五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(二)八・二dB以下の値
	五 MHz 以上九・八 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一一・二dB以下の値
	九・八 MHz 以上一四・八 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(二)二三・二dB以下の値

五MHzと二〇MHzの 組合せ		五MHzと一五MHzの 組合せ		五MHzと一〇MHzの 組合せ	
五MHz以上二 四・九五MHz未 満	一、〇〇〇kHz 以上五MHz未 満	一、〇〇〇kHz 未満	一、〇〇〇kHz 未満	一、〇〇〇kHz 未満	一、〇〇〇kHz 未満
任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅におけ る平均電力が(二)一一・二dB以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅におけ る平均電力が(二)八・二dB以下の 値	任意の三〇kHzの帯域幅における平 均電力が(二)二〇・二dB以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅におけ る平均電力が(二)一一・二dB以下 の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅におけ る平均電力が(二)八・二dB以下の 値	任意の三〇kHzの帯域幅における平 均電力が(二)一八・一dB以下の値

二〇 MHzと二〇 MHz					一五 MHzと二〇 MHzの組合せ				一五 MHzと一五 MHzの組合せ						
	一、〇〇〇 kHz	五 MHz未満	三四・八五 MHz以上三九・八 MHz未満	満	五 MHz以上三九・八五 MHz未満	一、〇〇〇 kHz以上五 MHz未満	一、〇〇〇 kHz未満	一、〇〇〇 kHz	三〇 MHz以上三五 MHz未満	五 MHz以上三〇 MHz未満	一、〇〇〇 kHz以上五 MHz未満	一、〇〇〇 kHz未満	二九・九 MHz以上三四・九 MHz未満	五 MHz以上二九・九 MHz未満	満
	任意の三〇 kHzの帯域幅における平均電力が(二)二三・二 dB以下	任意の五 MHz帯域幅における平均電力が(二)二三・二 dB以下	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(二)一一・二 dB以下の値	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(二)一一・二 dB以下の値	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(二)八・二 dB以下の値	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(二)二一・七 dB以下の値	任意の三〇 kHzの帯域幅における平均電力が(二)二三・二 dB以下の値	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(二)一一・二 dB以下の値	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(二)一一・二 dB以下の値	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(二)八・二 dB以下の値	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(二)二三・二 dB以下の値	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(二)二三・二 dB以下の値	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(二)二三・二 dB以下の値	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(二)一一・二 dB以下の値	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(二)一一・二 dB以下の値

の組合せ

未満	均電力が(一)二二・二dBm以下の値
一、〇〇〇kHz以上五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)八・二dBm以下の値
五MHz以上三九・八MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一一・二dBm以下の値
三九・八MHz以上四四・八MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)二三・二dBm以下の値

注 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の端（送信周波数帯域に近い端に限る。）までの差の周波数とする。

8| 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値
一五〇kHz以上三〇〇kHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一三dBm以下の値
三〇〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一三dBm以下の値
一、〇〇〇MHz以上一八GHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一三dBm以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下を除く。	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四一dBm以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四一dBm以下の値

注1| 基地局が使用する周波数帯の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限

り適用する。

2| 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

3| 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあつては、当該複数の搬送波を送信した状態で、この表の許容値を適用する。この場合において、複数の空中線から同時に電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

(2) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が (一)三六dB以下 (二)三六dB以下の値
一五〇kHz以上三〇〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が (一)三六dB以下の値 (二)三六dB以下の値
三〇〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 (七七三MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八九〇MHz以下及び九四五MHz以上九六〇MHz以下を除く。)	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一)三六dB以下の値 (二)三六dB以下の値
七七三MHz以上八〇三MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一)五〇dB以下の値 (二)五〇dB以下の値
八六〇MHz以上八九〇MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一)五〇dB以下の値 (二)五〇dB以下の値
九四五MHz以上九六〇MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一)五〇dB以下の値 (二)五〇dB以下の値
一、〇〇〇MHz以上一八GHz未満 (一、八三九・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、九〇〇MHz以上二、〇二五MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。)	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一)三〇dB以下の値 (二)三〇dB以下の値

一、八三九・九MHz以上一、八七九・九MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇dB以下の値
二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)五〇dB以下の値
三、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)五〇dB以下の値

注1 五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二一・五MHz以上、一〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz以上、一五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上、二〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三五MHz以上離れた周波数帯に限り、この表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

2) 注1の規定にかかわらず、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数のうち連続する二の周波数の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、送信周波数帯域(当該連続する二の搬送波に属する送信周波数帯域の和をいう。)の中心周波数から、同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せが五MHzと五MHzの組合せの場合は一・九・七MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが五MHzと一〇MHzの組合せの場合は二・七・四・二五MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが五MHzと一五MHzの組合せの場合は三・四・七MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが五MHzと二〇MHzの組合せの場合は四・二・四・二五MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一〇MHzと一〇MHzの組合せの場合は三・四・八五MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一〇MHzと一五MHzの組合せの場合は四・二・一・二五MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一〇MHzと二〇MHzの組合せの場合は四・九・八五MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一五MHzと一五MHzの組合せの場合は五・〇MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一五MHzと二〇MHzの組合せの場合は五・七・二七五MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが二〇MHzと二〇MHzの組合せの場合は六・四・七MHz以上離れた周波数帯に限り、この表の許容値を適用する。

(3) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）の送信装置

ア 陸上移動局対向器に係るもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値
一、〇〇〇MHz以上一八GHz未満(一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下を除く。)	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五一dBm以下の値

注 送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。
イ 基地局対向器に係るもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六dBm以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六dBm以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六dBm以下の値
一、〇〇〇MHz以上一八GHz未満(一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下を除く。)	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇dBm以下の値
一、八八四・五MHz以上一、	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均

九一五・七MHz以下	電力が(一)五一dBm以下の値
------------	-----------------

(4) 陸上移動中継局の送信装置

ア 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)を通信の相手方とするもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値
一、〇〇〇MHz以上一八GHz未満(一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下を除く。)	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値
九一五・七MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五一dBm以下の値

注 送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。基地局を通信の相手方とするもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六dBm以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六dBm以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六dBm以下の値
一、〇〇〇MHz以上一八GHz未満(一、八八四・五MHz以下を除く。)	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇dBm以下の値

上、九一五・七 MHz 以下を除く。)	一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下		任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 四一 dBm 以下の値
---------------------	------------------------------	--	--

注 送信周波数帯域の端から一〇 MHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。

○平成六年郵政省告示第七十二号（端末設備であつて電波を使用するものうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 (略)</p> <p>二 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備との接続において電波を使用する端末設備</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 無線設備規則第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備を使用する端末設備</p> <p>7～12 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備との接続において電波を使用する端末設備</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 無線設備規則第四十九条の六の九に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備を使用する端末設備</p> <p>7～12 (略)</p>

○平成十六年総務省告示第九十九号（端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件） 新旧対照表

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>第一～第七（略）</p> <p>第八 無線設備規則第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十に規定する方式の無線設備を使用する端末機器の試験方法は、別表第七号のとおりとする。</p> <p>第九～第十一（略）</p> <p>別表第一号～第六号（略）</p> <p>別表第七号 無線設備規則第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十に規定する方式の無線設備を使用する端末機器の試験方法 一～十二（略）</p> <p>別表第八号～第十号（略）</p>	<p>第一～第七（略）</p> <p>第八 無線設備規則第四十九条の六の九に規定する方式の無線設備を使用する端末機器の試験方法は、別表第七号のとおりとする。</p> <p>第九～第十一（略）</p> <p>別表第一号～第六号（略）</p> <p>別表第七号 無線設備規則第四十九条の六の九に規定する方式の無線設備を使用する端末機器の試験方法 一～十二（略）</p> <p>別表第八号～第十号（略）</p>

平成二十三年総務省告示第八十七号（インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電氣的条件等を定める件） 新旧対照表

（傍線部は改正部分）

改 出 条	改 入 条
<p>別表第五号 無線設備を使用する専用通信回線設備等端末 第1～第3 (略)</p> <p>第4 無線設備規則第49条の6の9又は第49条の6の10に規定する方式の無線設備を使用する端末設備の電氣的条件等</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 送信タイムインジグ</p> <p>無線設備規則第49条の6の9又は第49条の6の10の伝送設備（同規則第49条の6の伝送設備により中継される場合を含む。以下第4において「伝送設備」という。）から受信したフレームに同期させ、かつ、伝送設備から指定されたサブフレームにおいて送信を開始するものとし、その送信の開始時点の偏差は±130ナノ秒の範囲であること。</p> <p>4 ランダムアクセス制御</p> <p>(1) 伝送設備から指定された条件においてランダムアクセス制御信号を送出後、13サブフレーム以内の伝送設備から指定された時間内に送信許可信号を伝送設備から受信した場合は、送信許可信号を受信した時点から、伝送設備から指定された6サブフレーム以降で最初に送信可能なサブフレーム又はその次に送信可能なサブフレームに情報の送信を行うこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5～10 (略)</p> <p>第5・6 (略)</p>	<p>別表第五号 無線設備を使用する専用通信回線設備等端末 第1～第3 (略)</p> <p>第4 無線設備規則第49条の6の9に規定する方式の無線設備を使用する端末設備の電氣的条件等</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 送信タイムインジグ</p> <p>無線設備規則第49条の6の9の伝送設備（同規則第49条の6の伝送設備により中継される場合を含む。以下第4において「伝送設備」という。）から受信したフレームに同期させ、かつ、伝送設備から指定されたサブフレームにおいて送信を開始するものとし、その送信の開始時点の偏差は±130ナノ秒の範囲であること。</p> <p>4 ランダムアクセス制御</p> <p>(1) 伝送設備から指定された条件においてランダムアクセス制御信号を送出後、13サブフレーム以内の伝送設備から指定された時間内に送信許可信号を伝送設備から受信した場合は、送信許可信号を受信した時点から、伝送設備から指定された6サブフレーム又は7サブフレーム後に情報の送信を行うこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5～10 (略)</p> <p>第5・6 (略)</p>

○端末設備等規則の規定に基づくインターネットプロトコル移動電話端末等の送信タイミングの条件等を定める件

(傍線部は改正部分)

平成二十六年総務省告示第 号	平成二十五年総務省告示第四百十六号
<p>端末設備等規則(昭和六十年郵政省令第三十一号)第三十二条の十二から第三十二条の十五及び第三十二条の十七(同令第三十六条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、インターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であつて、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるものの送信タイミングの条件等を次のように定める。</p>	<p>端末設備等規則(昭和六十年郵政省令第三十一号)第三十二条の十二から第三十二条の十五まで、第三十二条の十七及び第三十六条の規定に基づき、無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十九条の六の九に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であつて、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるものの送信タイミングの条件等を次のように定める。</p>
<p>なお、平成二十五年総務省告示第四百十六号(端末設備等規則の規定に基づくインターネットプロトコル移動電話端末等の送信タイミングの条件等を定める件)は、廃止する。</p>	
<p>無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であつて、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるもの(以下「インターネットプロトコル移動電話端末等」という。)の送信タイミングの条件等は、以下のとおりとする。</p>	
<p>一 送信タイミングの条件 インターネットプロトコル移動電話用設備から受信したフレームに同期させ、かつ、インターネットプロトコル移動電話用設備から指定されたサブフレームにおいて送信を開始するものとする。この場合において、当該送信の開始時点における送信タイミングの偏差は、(±)一三〇ナノ秒の範囲であること。</p>	<p>一 送信タイミングの条件 インターネットプロトコル移動電話用設備から受信したフレームに同期させ、かつ、インターネットプロトコル移動電話用設備から指定されたサブフレームにおいて送信を開始するものとし、その送信の開始時点の偏差は(±)一三〇ナノ秒の範囲であること。</p>
<p>二 ランダムアクセス制御の条件 1 インターネットプロトコル移動電話用設備からランダムアクセス制</p>	<p>二 ランダムアクセス制御の条件 1 インターネットプロトコル移動電話用設備から指定された条件にお</p>

御信号を送出後、一三サブフレーム以内のインターネットプロトコル移動電話用設備から指示された時間内に送信許可信号をインターネットプロトコル移動電話用設備から受信した場合は、送信許可信号を受信した時点から、インターネットプロトコル移動電話用設備から指示された六サブフレーム以降で最初に送信可能なサブフレーム又はその次に送信可能なサブフレームに情報の送信を行うこと。

2| インターネットプロトコル移動電話用設備からランダムアクセス制御信号を送出後、送信禁止信号を受信した場合又は一三サブフレーム以内に送信許可信号若しくは送信禁止信号を受信できなかった場合は、再び前号の動作を行うこととする。この場合において、再び同号の動作を行う回数は、二百回を超えないこと。

三| タイムアライメント制御の条件

インターネットプロトコル移動電話用設備からの指示に従い送信タイミングを調整する機能を備えなければならない。

四| 位置登録制御の条件

1| インターネットプロトコル移動電話用設備からの位置情報が、インターネットプロトコル移動電話端末等に記憶されているものと一致しない場合には、位置情報の登録を要求する信号を送出するものであること。ただし、インターネットプロトコル移動電話用設備から指示があった場合は、この限りでない。

2| インターネットプロトコル移動電話用設備からの位置情報の登録を確認する信号を受信した場合には、インターネットプロトコル移動電話端末等に記憶されている位置情報を更新し、かつ、保持するものであること。

五| 受信レベル通知機能の条件

インターネットプロトコル移動電話端末等の近傍のインターネットプ

いてランダムアクセス制御信号を送出後、一三サブフレーム以内のインターネットプロトコル移動電話用設備から指定された時間内に送信許可信号をインターネットプロトコル移動電話用設備から受信した場合は、送信許可信号を受信した時点から、インターネットプロトコル移動電話用設備から指定された六サブフレーム又は七サブフレーム後に情報の送信を行うこと。

2| 1|において送信禁止信号を受信した場合又は送信許可信号若しくは送信禁止信号を受信できなかった場合は、再び1|の動作を行うこととする。この場合において、再び1|の動作を行う回数は、インターネットプロトコル移動電話用設備から指示される回数を超えず、かつ、二百回を超えないこと。

三| タイムアライメント制御の条件

インターネットプロトコル移動電話用設備からの指示に従い送信タイミングを調整する機能を備えなければならない。

四| 位置登録制御の条件

1| インターネットプロトコル移動電話用設備からの位置情報が、インターネットプロトコル移動電話端末等（インターネットプロトコル移動電話端末又はインターネットプロトコル移動電話用設備に接続される自営電気通信設備をいう。以下同じ。）に記憶されているものと一致しない場合のみ、位置情報の登録を要求する信号を送出するものであること。ただし、インターネットプロトコル移動電話用設備から指示があった場合又は利用者が当該端末を操作した場合はこの限りでない。

2| インターネットプロトコル移動電話用設備からの位置情報の登録を確認する信号を受信した場合には、インターネットプロトコル移動電話端末等に記憶されている位置情報を更新し、かつ、保持するものであること。

五| 受信レベル通知機能の条件

インターネットプロトコル移動電話用設備から指定された条件に基づき、インターネットプロトコル移動電話端末等の周辺のインターネットプ

ロトコル移動電話用設備から指示された参照信号の受信レベルについて、検出を行い、当該受信レベルがインターネットプロトコル移動電話用設備から指示された条件を満たす場合にあつては、その結果をインターネットプロトコル移動電話用設備に通知する機能を備えなければならない。

ロトコル移動電話用設備から指定された参照信号の受信レベルについて、検出を行い、当該端末の周辺のインターネットプロトコル移動電話用設備の受信レベルがインターネットプロトコル移動電話用設備から指定された条件を満たす場合にあつては、その結果をインターネットプロトコル移動電話用設備に通知する機能を備えなければならない。

○平成二十五年総務省告示第四百七十七号（端末設備等規則の規定によりことが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件等を定める件） 新旧対照表

（傍線部は改正部分）

改正案		現行	
<p>次の表の上欄に掲げるインターネットプロトコル移動電話端末等（インターネットプロトコル移動電話端末又はインターネットプロトコル移動電話用設備に接続される自営電気通信設備をいう。以下同じ。）は、端末設備等規則（以下「規則」という。）のうち同表の中欄に掲げる規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。</p>			
一	無線設備規則 （昭和二十五年 電波監理委員会 規則第十八号）第 四十九条の六の 九又は第四十九 条の六の十に規 定するシングル キャリア周波数 分割多元接続方 式携帯無線通信 を行う無線局等 の無線設備を使 用するインター ネットプロトコ ル移動電話端 末等	（略）	（略）
二	（略）	（略）	（略）
一	無線設備規則 （昭和二十五年 電波監理委員会 規則第十八号）第 四十九条の六の 九に規定するシ ングルキャリア 周波数分割多元 接続方式携帯無 線通信を行う無 線局等の無線設 備を使用するイ ンターネットプ ロトコル移動電 話端末等	（略）	（略）
二	（略）	（略）	（略）

改正案

改正前

一 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備

一 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備

1 送信バースト長は、次表に定める組合せのとおりとする。
（表略）

1 送信バースト長は、次表に定める組合せのとおりとする。
（表略）

注1（略）

注1（略）

2 二、五七五MHzを超え二、五八〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合の送信バースト長は、二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備の送信バースト長と同一のものを使用できること。

3 二、五九〇MHzを超え二、五九五MHz以下の周波数の電波を使用する場合の送信バースト長は、二、五九五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備の送信バースト長と同一のものを使用できること。

2 二、五七五MHzを超え二、五九五MHz以下の周波数の電波を使用する場合の送信バースト長は、二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下又は二、五九五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備の送信バースト長と同一のものを使用することとする。

4 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりであること。

2・3（略）

2・3（略）

(一)（略）

(一)（略）

周波数（f） （略）	不要発射の強度の許容値 （略）
二、五〇五MHz以上二、五三〇MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）四〇デシベル（二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置であつて、チャネル間隔が五MHz又は一〇MHzのものにあつては、（二）三七デシベル）以下の値

周波数（f） （略）	不要発射の強度の許容値 （略）
二、五〇五MHz以上二、五三〇MHz未満	一 送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合 （一）送信空中線の絶対利得が五デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）四〇デシベル（二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置であつて、チャネル間隔が五MHz又は一〇MHzのものにあつては、（二）三七デシベル）以下の値 （二）送信空中線の絶対利得が五デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が

(略)	(略)
<p>二、五三〇MHz以上 二、五三五MHz未満</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が次の式による値以下の値</p> <p>$1.7 \times f - 4341$ デシベル (2, 545MHzを超え2, 625MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置であつて、チャンネル間隔が5 MHz又は10MHzのものにあつては、$1.7 \times f - 4338$ デシベル)</p> <p>fは、送信装置に使用する電波の周波数(単位は、MHz)のうち上欄に掲げる範囲のものとする。</p>

5 (三) (略) 送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。

(略)	(略)
<p>二、五三〇MHz以上 二、五三五MHz未満</p>	<p>(一) 七〇デシベル以下の値</p> <p>(三) 送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動局の送信装置</p> <p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が</p> <p>(一) 六八デシベル以下の値</p> <p>(二) 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合</p> <p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 六一デシベル以下の値</p> <p>(一) 送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合</p> <p>(二) 送信空中線の絶対利得が五デシベル以下の陸上移動局の送信装置</p> <p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が</p> <p>(一) 七〇デシベル以下の値</p> <p>(三) 送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動局の送信装置</p> <p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が</p> <p>(一) 六八デシベル以下の値</p> <p>(二) 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合</p> <p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 六一デシベル以下の値</p>

5 (三) (略) 送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

二〇ワット以下(チャネル間隔が二〇MHzのものの場合)は、四〇ワット以下)であること。

(二) 陸上移動局の送信装置

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
二デシベル以下	四〇〇ミリワット以下(注)
二デシベルを超え五デシベル以下	四〇〇ミリワット以下であり、かつ、等価等方輻射電力が二八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする)以下

注 中継を行う陸上移動局の送信装置にあつては、陸上移動局(中継を行うものを除く)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む)を中継する場合に送信する電波の空中

(一) 基地局の送信装置

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
一七デシベル以下(注1)	二〇ワット以下(チャネル間隔が二〇MHzの無線設備の場合)は、四〇ワット以下)
一七デシベルを超え二〇デシベル以下(注1、注2)	一〇ワット以下
二〇デシベルを超え二三デシベル以下(注1、注2)	五ワット以下
二三デシベルを超え二五デシベル以下(注1、注2)	三・二ワット以下

注1 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超える陸上移動局若しくは陸上移動中継局を通信の相手方とする基地局の送信装置又は送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限り、表の下欄に掲げる値を適用する。

2 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局の送信装置は、一の無線局のみと通信を行うものとする。

(二) 陸上移動局の送信装置

(1) 通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の場合

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
二デシベル以下	四〇〇ミリワット以下(注1)
二デシベルを超え五デシベル以下(注2)	四〇〇ミリワット以下(注2)
五デシベルを超え一〇デシベル以下(注3、注4)	二〇〇ミリワット以下
一〇デシベルを超え二〇デシベル以下(注4)	二〇〇ミリワット以下
二〇デシベルを超え二三デシベル以下(注4)	一〇〇ミリワット以下
二三デシベルを超え二五デシベル以下(注4)	六三ミリワット以下

注1 中継を行う陸上移動局の送信装置にあつては、陸上移動局(中継を行うものを除く)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む)を中継する場合に送信する電波

線電力の総和の値が四〇〇ミリワット以下、基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が二〇〇ミリワット以下であること。

6 (三) (略)

7・8 (略)

二 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備

1 送信バースト長は、次表に定める組合せのとおりとする。
(表略)

注1・2 (略)

3 二、五七五MHzを超え二、五八〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合の送信バースト長は、二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備の送信バースト長と同一のものを使用できること。

4 二、五九〇MHzを超え二、五九五MHz以下の周波数の電波を使用する場合

の空中線電力の総和の値が四〇〇ミリワット以下、基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が二〇〇ミリワット以下であること。

2 等価等方輻射電力は二八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

3 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置は、屋内又は電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所での使用に限る。

4 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超える陸上移動局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が認める場所での使用に限り、当該場所以外に設置される基地局と通信を行わないこと。

(2) 通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える場合

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
二三デシベル以下	二〇〇ミリワット以下
二四デシベルを超え二五デシベル以下	一一六ミリワット以下

注 陸上移動局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が認める場所での使用に限り、当該場所以外に設置される基地局と通信を行わないこと。

6 (三) (略)

7 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の無線設備の電源は、交流電源であること。

8・9 (略)

二 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備

1 送信バースト長は、次表に定める組合せのとおりとする。
(表略)

注1・2 (略)

3 二、五七五MHzを超え二、五九五MHz以下の周波数の電波を使用する場合の送信バースト長は、二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下又は二、五九五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備の送信バースト長と同一のものを使用することとする。

の送信パースト長は、二、五九五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備の送信パースト長と同一のものを使用できること。

5] (略)

2・3 (略)

4 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりであること。

(一) (略)

(二) 陸上移動局の送信装置

周波数 (略)	不要発射の強度の許容値
二、五〇五MHz以上 二、五三〇MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値
二、五三〇MHz以上 二、五三五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)二五デシベル以下の値

4] (略)

2・3 (略)

4 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりであること。

(一) (略)

(二) 陸上移動局の送信装置

周波数 (略)	不要発射の強度の許容値
二、五〇五MHz以上 二、五三〇MHz未満	<p>一 送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合</p> <p>(一) 送信空中線の絶対利得が四デシベル以下の陸上移動局の送信装置</p> <p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値</p> <p>(二) 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置</p> <p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)七〇デシベル以下の値</p> <p>(三) 送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動局の送信装置</p> <p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)六八デシベル以下の値</p> <p>二 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合</p> <p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)六デシベル以下の値</p> <p>一 送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合</p> <p>(一) 送信空中線の絶対利得が四デシベル以下の陸上移動局の送信装置</p> <p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)二五デシベル以下の値</p> <p>(二) 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置</p> <p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)二五デシベル以下の値</p>
二、五三〇MHz以上 二、五三五MHz未満	<p>一 送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合</p> <p>(一) 送信空中線の絶対利得が四デシベル以下の陸上移動局の送信装置</p> <p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)二五デシベル以下の値</p> <p>(二) 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置</p> <p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)二五デシベル以下の値</p>

(略)	(略)
-----	-----

(三) (略)

5 送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

二〇ワット以下(チャンネル間隔が二〇MHzの無線設備の場合にあつては、四〇ワット以下) **とあること。**

(二) 陸上移動局の送信装置

(略)	(略)
-----	-----

(三) (略)

5 送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

(一) 七〇デシベル以下の値
 (三) 送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動局の送信装置
 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が
 (一) 六八デシベル以下の値
 (二) 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合
 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 六一デシベル以下の値

送信空中線の絶対利得 一七デシベル以下(注1)	送信装置の空中線電力 二〇ワット以下(チャンネル間隔が二〇MHzの無線設備の場合にあつては、四〇ワット以下)
一七デシベルを超え二〇デシベル以下(注1、注2)	二〇ワット以下
二〇デシベルを超え二三デシベル以下(注1、注2)	五ワット以下
二三デシベルを超え二五デシベル以下(注1、注2)	三・二ワット以下

(二) 陸上移動局の送信装置

(1) 通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の場合

送信空中線の絶対利得 四デシベル以下	送信装置の空中線電力 二〇〇ミリワット以下(注3、注4)
四デシベルを超え一〇デシベル以下(注1、注2)	二〇〇ミリワット以下

(1) 再生中継方式による中継を行う陸上移動局の送信装置

一の搬送波を放射する送信装置にあつては空中線電力の値が二〇〇ミリワット以下、複数の搬送波を同時に放射する送信装置にあつては送信する電波の一の搬送波当たりの空中線電力の値が二〇〇ミリワット以下であり、かつ、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が六〇〇ミリワット以下であること。

(2) 再生中継方式以外の中継方式による中継を行う陸上移動局の送信装置

陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値又は基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が二〇〇ミリワット以下であること。

(3) (1)及び(2)以外の陸上移動局の送信装置

二〇〇ミリワット以下であること。

一〇デシベルを超え二〇デシベル以下（注2）	二〇〇ミリワット以下
二〇デシベルを超え二二三デシベル以下（注2）	一〇〇ミリワット以下
二三デシベルを超え二五デシベル以下（注2）	六三ミリワット以下

注1 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置は、屋内又は電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所での使用に限る。

2 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超える陸上移動局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限り、当該場所以外に設置される基地局と通信を行わないこと。

3 再生中継方式による中継を行う陸上移動局の送信装置のうち、一の搬送波を放射するものにあつては空中線電力の値が二〇〇ミリワット以下、複数の搬送波を同時に放射するものにあつては送信する電波の一の搬送波当たりの空中線電力の値が二〇〇ミリワット以下であり、かつ、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が六〇〇ミリワット以下であること。

4 再生中継方式以外の中継方式による中継を行う陸上移動局の送信装置にあつては、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値又は基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が二〇〇ミリワット以下であること。

(2) 通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える場合

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
二三デシベル以下	二〇〇ミリワット以下
二三デシベルを超え二五デシベル以下	一二六ミリワット以下

6 (三) (略)

7 | 8 | (略)

注 陸上移動局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限り、当該場所以外に設置される基地局と通信を行わないこと。

6 (三) (略)

7 | 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の無線設備の電源供給は、交流電源によること。

8 | 9 | (略)

別表 送信装置の使用場所

一 過疎地（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域（同法第三十二条の規定により読み替えて適用された過疎地域の市町村以外の市町村の区域を含む。）及び同法第三十三条の規定により過疎地域とみなして同法の規定が適用される市町村の区域をいう。）

二 離島（離島振興法（昭和二十八年法律七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の区域をいう。）

三 山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定に基づき指定された振興山村の区域をいう。）